

**会津若松市議会定例会
令和8年2月定例会議一般質問
質問予定日及び質問順**

○ 3月2日(月) (個人質問)

No.	議員名	内容	頁
1	松崎 新 議員 (一問一答)	1 次期総合計画とスマートシティ会津若松、 まち・ひと・しごと創生総合戦略について	1
2	原田俊広 議員 (一問一答)	1 高齢者福祉の充実について 2 ごみ処理有料化とごみ減量について	4
3	中川 廣文 議員	1 指定管理者制度について 2 地域団体の存続について 3 人口減少の先の医療体制の未来について	7
4	渡部 認 議員 (一問一答)	1 会津若松駅前都市基盤整備基本計画につい て 2 市の産業振興政策について 3 第51回衆議院総選挙における市の選挙事務 の総括について	11
5	大島智子 議員 (一問一答)	1 私道について 2 地域の見守り体制について	15
6	村澤 智 議員 (一問一答)	1 ラムサール条約湿地登録と猪苗代湖の環境 保全について	17

○ 3月3日(火) (個人質問)

No.	議員名	内容	頁
7	丸山さよ子 議員 (一問一答)	1 所有者不明土地等の対策について	21
8	柁屋奈津子 議員 (一問一答)	1 ごみ削減と地域づくりについて 2 交流人口・関係人口について	24
9	内海 基 議員 (一問一答)	1 人口減少が進む地方中核都市としての財政 運営の考え方について 2 広域行政化・PPP志向のモデルケースと してのウォーターPPPについて	27
10	奥脇康夫 議員 (一問一答)	1 不登校児童・生徒について	29
11	吉田恵三 議員 (一問一答)	1 農業の振興について 2 あいづ陸上競技場の利活用について	32
12	小畑 匠 議員 (一問一答)	1 磐梯山噴火を想定した地域防災の強化につ いて 2 会津磐梯山踊りと地域コミュニティーの形 成について	34

○ 3月4日(水) (個人質問)

No.	議員名	内容	頁
13	笹内直幸 議員 (一問一答)	1 子どもたちと共に取り組む地域活性化について	36
14	大山享子 議員 (一問一答)	1 災害に備える防災について 2 命を守る交通安全について 3 鳥獣被害対策について	40
15	大竹俊哉 議員 (一問一答)	1 今後の広域医療への取組について 2 インバウンドをターゲットとした文化のハイブランド化について	44
16	小倉孝太郎 議員 (一問一答)	1 除雪・排雪について 2 中心市街地活性化について 3 基金について	48
17	譲矢 隆 議員 (一問一答)	1 風力発電事業について 2 (仮称)新工業団地整備について	52
18	成田芳雄 議員 (一問一答)	1 中小企業及び小規模企業振興条例について	55

【お問い合わせは、会津若松市議会事務局(39-1323)へ】

令和7年会津若松市議会定例会
令和8年2月定例会議一般質問
質問する議員名及び質問内容

※ 再質問において一問一答方式を選択した議員は、議員名の後ろに「一問一答」と記載

◎ 個人質問

1 議員 松崎 新（一問一答）

(1) 次期総合計画とスマートシティ会津若松、まち・ひと・しごと創生総合戦略について

① 総合計画の概要

- ・ 新たな総合計画策定方針では、「本市においては、スマートシティ会津若松を掲げ、持続可能な地域社会の構築と地方創生に向け、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、魅力的なしごとづくりや新たな人の流れの創出などの取組を推進することで、誰もが安心して快適に暮らすことのできるまちづくりを進めてきた。そこで、市民参画のもと、長期的展望に立って本市が目指すべき将来の姿を示し、それを実現するための道筋を明らかにするため、総合的かつ計画的な市政運営の指針として、令和9年度を始期とする新たな総合計画を策定します」としている。そこで、次期総合計画で掲げる戦略と課題を示せ。
- ・ 次期総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3段階で構成され、そして各地域のまちづくりの在り方については、特に各地域のまちづくりの在り方の項目を掲げ、「新たな総合計画の策定においては、「地域カルテ」である人口統計などの各種データや地域の特性、商業施設や公共施設、都市機能や生活環境等を地域ごとにまとめたものや市民意識調査等の基礎資料をもとに、各地域の現状や課題、特長を地域の方々と共有し、将来のまちづくりや地域での暮らしを考えます。各地域の将来像については、各地域が主体となった「地域ビジョン」の策定を推進していきます」としている。第7期総合計画で行われていたまちづくりの在り方をどのように総括し具体的に取るのか示せ。また、自治基本条例を所掌している企画政策部、市民部、健康福祉部、教育委員会の縦割り組織から、全庁的な横断

組織としてどの部局を中心として望ましいまちづくりを具体化していくのか示せ。

- ・ 第7次総合計画中間評価では、「第7次総合計画は、政策目標ごとに掲げる目標の実現に向けて、ここに住み集う「ひとが」いきいきと輝き、先人たちが培ってきた本市の資産や歴史、文化、生業を大切に受け継ぎながら、そこに新たな考え方や手法を加え、「ともに」このまちを創っていく、そして、私たちの子どもたちに「つなぎ」、暮らし続けることのできるまち、暮らし続けたいまちを創っていくための道標となるものです。この計画を着実に進めていくためには、行政による取組だけではなく、市民の皆様をはじめ、ここに住み集う皆さんの「参画」と「協働」が必要であり、今後の5年につきましても、市民の皆様と、ともに歩み、ともに未来の会津若松市を創っていきます」としている。この総括を次期総合計画にどのように引き継ぐのか見解を示せ。

② スマートシティ会津若松、まち・ひと・しごと創生総合戦略との連携

- ・ 次期総合計画と第3期会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、第3期会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、「本市においては、スマートシティ会津若松を掲げ、持続可能な地域社会の構築と地方創生に向け、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、魅力的なしごとづくりや新たな人の流れの創出などの取組を推進することで、誰もが安心して快適に暮らすことのできるまちづくりを進めてきました」また、「情報通信技術や環境技術、デジタル技術を活用した「スマートシティ」の取組を、様々な分野で取組のツールとして取り入れ、市民生活に定着することで、社会的な課題の解決と地域経済の発展につなげ、市民一人一人が自分らしく生き生きと働き暮らせる、豊かな地域社会「スマートシティ会津若松」の実現を目指していきます」と掲げている。どのように連携、連動していくのか示せ。
- ・ 人口ビジョンから見えてきた課題がある。令和8年2月15日に開催された「これからの会津若松市を考えるタウンミーティング」では、株式会社ニッセイ基礎研究所生活研究部人口動態シニアリサーチャーの天野馨南子氏が講演で、少子化のエビデンスとして「出生減が人口減」に直結し、

赤ちゃんの「総数」がどれだけ減ったかが「少子化」度合いを決めること。「合計特殊出生率」の高低では、子どもの消滅速度を説明できないこと。会津若松市の2024年転入超過数を分析すると20歳から24歳の転出が男性46名、女性142名で新卒就職期に男性の3.1倍の女性が純減し、国勢調査で20代前半女性は、9割以上が未婚者でそれは婚姻減であり出生減になっていることが説明された。そこで、人口ビジョンにおける統計の取扱いについて検討しなければいけないと考えるが見解を示せ。また、20歳から24歳の転入超過が男性マイナス46名、女性マイナス142名で新卒就職期に男性の3.1倍の女性が純減したことによる対策は、今後約30年をかけて行うことになるとの見解が示された。どのように次期総合計画や第3期会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略に反映させるのか認識を示せ。

- ・ 本市の特性とこれまでの地方創生の取組について、第3期会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、「スマートシティ会津若松」の当初から、ICTやデジタル技術ツールとして捉え、人材育成や企業誘致なども含め、幅広い分野で取組を進めてきました。こうした考え方はまさに、「暮らし続けることのできるまち」、「暮らし続けたいまち」の実現を目指すという点で、人口の減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある地域社会を維持する、という地方創生と同じ方向を目指しています。また、第2期人口ビジョンにおける現状推計よりも早いペースで人口減少が進み、生産年齢人口の減少がそれ以上のペースで進んでいる現状では、人手不足により、地域や社会、それを支える経済活動自体、ICTやデジタル技術がなければ成り立たない社会が到来することも想定されます。本市では、こうした課題に向き合いながら、引き続き「スマートシティ会津若松」の取組を継続し、未来に向けてさらに先進的な取組を進め、国内のみならず、世界をリードしていくことで、本市の地方創生を実現していきます」としている。私は、情報技術の開発を行うことも大事だが、市民に情報技術を利用していただくための熟度をあげることも重要なことだと考える。そのためには、事務事業に対する職員と技術者の理解の向上と情報技術開発、そして市民への説明が必要である。全庁的にどのようにスマートシティ会津若

松を進めていくのか見解を示せ。

- ・ 第3期会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、基本目標1. 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり、基本目標2. 地域の個性を活かした新たなひとの流れの創出、基本目標3. 生活の利便性を実現できる安全・安心なまちづくり、基本目標4. 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備が設定されている。どのように次期総合計画に連携、連動させていくのか示せ。また、取組は行政組織の縦割りと横断的な事務事業を進め、全体最適性のためには政策・施策を俯瞰して取組を進めるべきと考えるが見解を示せ。

2 議員 原田俊広（一問一答）

(1) 高齢者福祉の充実について

① 本市の高齢者福祉の現状と課題

- ・ 令和7年4月1日現在、本市における高齢者は36,457人おり、本市人口の33.2%が高齢者となっている。本市の人口総数が減る中で高齢化率は年々上昇し、全国平均の29.4%を上回って高齢化が進行しているが、本市における高齢者福祉施策の現状と課題についてどのように考えているか示せ。
- ・ とりわけ深刻になっている、高齢者のみの世帯と高齢者の独居世帯の状況について現状と課題認識を示せ。
- ・ 本市の老老介護、認認介護の現状と課題認識を示せ。また、ヤングケアラーとビジネスケアラーの状況についての課題認識を示せ。

② 介護事業所と介護人材、養護老人ホームと特別養護老人ホーム

- ・ 本市の介護事業所の中で、地域にいる要介護高齢者を訪問してサービスを提供する訪問介護、訪問リハビリテーション、訪問入浴介護などの事業所について、この間の介護需要の動向と事業所数の変化を示せ。
- ・ 訪問介護等のサービスを提供する事業所を維持・確保することが重要だと考えるが、その必要性についての認識と今後の対策を示せ。
- ・ 養護老人ホームと特別養護老人ホームの事業所数とベッド数、待機者数を示せ。
- ・ 養護老人ホームについては、令和7年12月定例会議にお

ける補正予算で、その介護人材確保と職場環境改善を目的とした措置費が計上されたが、このことによる効果と国の交付税基準に基づく措置費の増額など、今後の更なる対策の必要性について認識を示せ。

- ・ 虐待等のやむを得ない事由による職権での措置により、特別養護老人ホームに入所する方が多くなってきているが、その人数と増加の要因、今後の対策を示せ。

③ つながりづくりポイント事業

- ・ 令和3年10月から始まったつながりづくりポイント事業（以下「つなポン」という。）の現在までの取組状況と効果、明らかになった課題について示せ。
- ・ つなポンは令和6年度までは外部委託で行っていたものを令和7年度から市の直営で行っているが、事業委託をやめた理由とその効果、今後の方向性を示せ。
- ・ また、つなポン参加者と利用者の拡大についての目標と方針を示せ。

(2) ごみ処理有料化とごみ減量について

① ごみ緊急事態宣言以降のごみ減量化の状況

- ・ 令和6年5月の「ごみ緊急事態宣言」と緊急減量期間の取組では、家庭から排出される燃やせるごみの量を令和6年度比で12%以上削減することを目標としていたが、集計期間中の減量はマイナス6.1%にとどまり、その結果、令和8年4月からの家庭ごみ処理の有料化が決定した。令和6年12月に出された「ごみ緊急事態宣言の結果と今後の対応について」及び「家庭ごみ処理有料化に向けた基本的考え方」では、今後の対応として新ごみ焼却施設の能力に合わせた本市のごみ処理量を年間29,983トン以下、1日当たりで82.1トン以下に減量する目標が明確に示されているが、令和8年3月までにどのようにしてその減量を実現するかについては明確ではないと考える。令和6年12月から令和8年1月までの燃やせるごみの減量状況と令和8年3月までの燃やせるごみの量の見通しを示せ。
- ・ 現在試験稼働している新ごみ焼却施設への本市からの搬入量は1日当たりどのくらいか示せ。また、季節による変動はあるものの、このまま推移すれば本市の年間割当量を大きく上回ってしまうことになるのではないかと心配するが、市の見解を示せ。

② ごみ処理有料化の準備状況と有料化における課題

実質ゼロにするために、3R＋リニューアブルの取組も含めて今後いつまでにどの程度まで減量するという目標を持っているのか示せ。

- ・ その目標をどのようにして達成しようとしているのか、そのための今後の取組を具体的に示せ。

3 議員 中川 廣文

(1) 指定管理者制度について

① 評価のポイント

- ・ 指定管理者制度は、株式会社やNPO法人、学校法人などの民間事業者が、普通地方公共団体の代わりに公の施設の管理運営等を行う官民連携の手法の一つであり、制度の目的は、多様化する市民のニーズに効果的に対応するために公の施設の管理に民間のノウハウを活用し、市民サービスの向上とコスト削減を図ることである。民間のノウハウを活用した市民サービスの向上とは、行政の直営や従来の管理委託ではできなかった質の高いサービスを提供することであり、指定管理者制度の最大のポイントは、様々な自主事業をどれだけ実施できるかという点だと考える。公募時の応募要項等において、まずは行政がその施設でどのようなサービスを提供したいのかを具体的に示し、事業者に対しどのような自主事業を展開できるのか、何をしたいのかを積極的に求めていくべきと考えるが、市の基本的な方針を示せ。
- ・ 民間事業者のノウハウを積極的に活用したいのであれば、指定管理者選定の際の審査においても、自主事業の評価審査配点が他の評価審査項目より高くあるべきと考えるが、どのような基準で配点を定めているのか示せ。
- ・ 同様に、指定管理者評価シートにおいても、自主事業の実施状況を最も重要視すべきと考えるが、市の見解を示せ。
- ・ 指定管理者の評価自体を専門知識を持った第三者に委託し、客観的な視点で評価を受けることも質の良いサービスの提供につながると考えるが、見解を示せ。

② 応募者の固定化による制度の硬直化

- ・ 指定管理者制度導入のメリットは、民間事業者に蓄積されたノウハウを公共サービスの企画等に活かすことで、魅力的な自主事業や地域向けイベントの充実を図り、従来の行政にはないサービスを提供できることにある。そのため

には、幅広い団体の参入を促し、民間の創意工夫を生かす制度設計が必要だと考えるが、複数の事業者が応募しやすいような環境整備について、これまでの取組を示せ。

- ・ 指定管理者制度全体において、現時点で複数期にわたり同じ指定管理者となっている施設の件数を示すとともに、全体に対する割合を示せ。
- ・ また、現行の指定管理者以外に応募がなかった施設について、その原因と課題に対する見解を示せ。
- ・ 同一の事業者による指定管理が続くと、管理運営に関する新しい提案や魅力的な自主事業の実施がなされなくなる懸念を持つが、この課題をどのように解決していくのか方針を示せ。
- ・ 一方で、指定管理者の固定化は、業務の継続性が確保され、安定したサービスの提供につながることで、利用者との信頼関係の構築により、地域特性を活かした地域密着型の運営ができること、事業者にとっては安定的な収益が見込まれ、投資を回収しやすくなること等のメリットを指摘する専門家もいるが、固定化のメリットについての見解を示せ。
- ・ コミュニティセンターの指定管理は町内会等の組織による運営が実態であり、長期的に管理運営することで安定したサービスの提供ができるメリットがある反面、安定性に重きを置くあまり、固定化による新たな事業への取組や、時代の流れに沿った創意工夫のない没個性的な運営になってしまうデメリットがあると考えます。また、スポーツ施設のように管理に専門的・技術的な知識と経験を持つ職員が必要とされる施設があるが、4年間の指定管理期間の設定により、設備のリース契約ができず財政負担が増えるというデメリットがある一方、15年程度の契約となれば、専門的・技術的ノウハウを持つ職員を安定して雇用することができ、かつ、リース契約等の経費削減が図られるメリットがあるが、指定管理期間についてこれまでどのような検討を重ねてきたのか示せ。

(2) 地域団体の存続について

① 民間へ協力を求めること

- ・ 町内会役員や、民生委員・児童委員の担い手不足は、市民との意見交換会で毎回出されている。令和7年11月に実施した意見交換会では、「仕事を定年退職してから役員を

するという発想ではなく、働きながら、仕事を休んでも活動できる社会風土を作ることも重要だと思う」「地域貢献活動の日を企業が制定してもいいのでは」との意見が参加者から提案された。現役世代でも町内会役員や民生委員・児童委員として活動できる社会風土の醸成の一環として、民間企業に対し、町内会役員の活動、民生委員・児童委員の活動を積極的に認める、企業の地域貢献としてこれらの活動をするために堂々と胸を張って仕事を休めるような環境整備を促すよう、理念条例の策定等で民間企業へ協力を求めることも行政として行い得る手段の一つと考えるが、市民協働の観点から、条例制定に向けた考えを示せ。

- ・ 現役世代で町内会役員や民生委員・児童委員の活動をしている市民の方もいるかと思うが、働きながら地域活動をするについての課題等について、当事者からの意見は上がっているのか、市の課題認識と対応策の取組を示せ。

② 情報公開と担い手育成

- ・ 町内会役員や民生委員・児童委員について、活動内容や月に何回活動するのかが分からず、なかなかやってみようという意識にならないという意見も意見交換会では出された。活動内容が公開されれば、興味が湧き手を挙げる方も増えるのではと考える。また、町内会役員や民生委員・児童委員は大変だという固定観念があるが、実際に活動されている方からは、やりがいはあるし、言われている程大変でもないとの意見もある。町内会役員や民生委員・児童委員の活動内容を公開するなど、行政がもっと積極的に周知を行うべきと考えるが、取組内容と今後の方針を示せ。
- ・ 町内活動や地域活動を持続させるために、次代を担う世代の方が現行の役員と一緒に活動をする、次年度の役員を担ってもらうために、体験期間等を設け仕事内容を理解してもらう取組も、行政が積極的に地域へ提案し、共に考え、成功事例を広く共有すべきと考えるが見解を示せ。
- ・ 令和7年12月に民生委員・児童委員の改選が行われたが、3期以上民生委員・児童委員を務める方の割合を人数とともに示せ。
- ・ 民生委員・児童委員のなり手がいなかった地区があれば示せ。ある場合には、その原因を何と考えているか課題認識と対応策を示せ。
- ・ 新たに民生委員・児童委員になられた方から仕事内容に

についての疑問や不安の声はなかったか、そのような意見をどのように吸い上げているのか併せて示せ。

③ 平日の区長や民生委員・児童委員の会議実態

- ・ 平日に開催された市区長会の会議等の集まり、民生児童委員協議会の集まりは年間で何回実施されたか示せ。
- ・ 現役世代にとっては平日の日中以外の時間が集まるのに都合が良いのではと考えるが、参加者が集まりやすい環境整備について取組を示せ。

④ 休日の窓口

- ・ 区長や民生委員・児童委員が提出しなければならない書類の受付や、ちょっとした相談事など、休日でも対応できる窓口があれば町内会役員や民生委員・児童委員の負担軽減につながると考えるが、現在、休日の対応についてはどう取り組んでいるのか、今後の方針と共に示せ。
- ・ 一方で、休日に地域活動を担う多様な相談内容に対応するとなれば、庁内連携も必要になり、職員の負担が増えることも考えられる。職員対応の課題について認識を示せ。

⑤ 団体統合によるスリム化

- ・ 令和7年11月に実施した意見交換会では、「社会福祉協議会からは地区社会福祉協議会を作ってくれと言われ、市民協働課からは地域づくり協議会を作ってくれと言われるが、担い手がない中で同時にはできない」との意見が出された。地域づくり協議会が主体となって地域運営の活性化を図っている地域もあるが、各種協議会の設立に困惑している地域があるのも現実である。各種協議会の活動内容には重複している内容も多々あると見受けられ、団体を統合してスリム化していくことも地域団体の持続に資すると考えるが、見解を示せ。

⑥ ボランティア休暇

- ・ 本市においては、職員の社会貢献活動を促すためにボランティア休暇制度が設けられている。市民の皆さんに様々な形で地域活動を担ってもらうためには、市の職員がこの制度を利活用して地域で活動する姿を見せることも社会全体で地域貢献に取り組む風土の醸成に必要だと考える。直近5年間のこの制度の利用実績と、実績に対する見解を示せ。

(3) 人口減少の先の医療体制の未来について

① 医療資源の存続

- ・ 少子高齢化の課題の一つに、医療の崩壊がある。75歳以上の高齢者が増える令和7年度以降をにらみ、医療保険財政の破綻や、医師・看護師不足への懸念が指摘されている。若い世代が減り、高齢者が増えれば、当然疾病構造も変わってくる。厚生労働省も高度な治療を行う病院を減らし、慢性期病院などに転換させて高齢者の受入れを増やそうと病院機能の再編に取り組んではいるが、個々の病院の事情や地域事情により構想通りには進んでいないのが実情である。医療関係については市の事務事業として所管する事業は多くはないが、市民の今後の安心した生活を保障していくには市としても積極的に今ある医療資源の存続に深く関わっていくべきと考える。10年後、20年後、50年後の本市の医療体制を現時点でどのように捉えているか示せ。また、民間病院との連携した医療体制の構築について、今後の方針を示せ。

4 議員 渡部 認（一問一答）

(1) 会津若松駅前都市基盤整備基本計画について

① 本市における駅前周辺の位置付けと同基盤整備の目的

- ・ 過去5年間のJR会津若松駅乗者数と通勤・通学・観光客など利用者別の乗車傾向について認識を示せ。
- ・ 本市の都市計画マスタープランにおける連環都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）の形成に向けたまちづくりの拠点について、その将来像を示せ。
- ・ 同基盤整備と基本計画の目的は、駅周辺の「現状と課題」を解決するためとしているが、本事業が完了すると駅周辺の利用者数はどの程度増えると見込んでいるのか示せ。

② 基本計画概要

- ・ 基本計画概要を示し、駅前周辺の課題をどのような手法で整理してきたのか具体的に示せ。
- ・ 上位・関連計画により令和2年5月に駅前都市基盤整備基本構想が発表され、令和7年12月には駅前都市基盤整備基本計画が示されたが、鉄道駅を中心とした公共交通を有効活用したコンパクトシティの実現について具体策を示せ。
- ・ バリアフリーに対応していない横断施設（地下歩道）の現在までの利用状況を示せ。その上で整備時には現在同様の利用を継続する方向性を示しているが、その理由と今後の利活用方針を具体的に示せ。

③ 整備方針・計画図

- ・ 整備方針において、安全で円滑な駅周辺の交通環境を整備し、安全で利便性の高い駅前広場を掲げているが、新たなにぎわいを生む都市機能の誘導について見解を示せ。
- ・ 一般車・タクシーロータリーとバスロータリーの整備計画図は示されているが、駐車場については別途調整となっている。その理由を示し、施設規模や場所・台数の設定はいつ頃までに決定するのか今後の進め方と取組状況を示せ。
- ・ 駅前周辺のゾーニング・動線の配置を見ると、駅周辺の活性化に向けて検討する用地2か所の面積の方が広いが、その総面積と各所有者との協議内容及び今後の見通しを示せ。

④ 駅前広場活用の方針

- ・ 駅前広場活用について位置や面積が決まっていないが、機能1から3の方針が示されている。この3つを同時進行させていくための問題点と課題認識を示せ。
- ・ 検討体制は行政だけでなく、市民や来街者と一緒に検討していくとしているが、エリアプラットフォームやエリアマネジメント組織との検討状況や市民との懇談会や意見交換の開催状況及び今後の予定を示せ。
- ・ 行政、交通事業者、周辺土地所有者と連携しながら事業を進める必要性は理解するが、検討方法のステップ1から4の行程を循環させて事業展開や維持管理の運営方法を定める目的と意義を示せ。

⑤ 事業手法

- ・ 事業手法における条件整理の留意点では、都市計画道路会津若松駅弁天下線の一部としての整備（街路事業）を想定していたようだが、土地区画整理事業にするメリットを具体的に示せ。
- ・ 事業手法の違いによって総事業費や事業期間にどのような差が生じるのか示せ。また、それぞれの試算額と比較検討した内容を具体的に示せ。

⑥ 概算事業費及び今後のスケジュール

- ・ 令和7年12月現在の概算事業費合計が32億1,500万円となっているが、周辺土地所有者やJR東日本、JR貨物などの負担額はそれぞれどの程度と見込まれるのか見解を示せ。
- ・ 想定される財源は国庫補助金や市債、まちの拠点整備等

基金などが見込まれているが、現計画での維持管理費と予算の考え方や市公共施設保全計画の実施方針に基づいた予防型の維持保全の内容を示せ。

- ・ 事業全体のスケジュールでは調査・計画期が令和10年度までで、事業期は令和11年度からとされている。土地区画整理事業は過去において事業期間が大幅に延びて予算が膨らんだ経緯があるが、この事業終了見込は現段階で何年度を目標にしているのか見解を示せ。

(2) 市の産業振興政策について

① 地域農業の発展に向けた取組成果と課題

- ・ 令和7年3月末を期限として策定された「地域計画」の概要と今後の見通しについて見解を示し、地域農業の発展に向けた取組成果と課題認識を示せ。
- ・ 農業委員会から令和7年10月30日に農業委員会法第38条の規定により提出された「令和8年度農地利用最適化推進施策の改善に関する意見書」の概要と市の取組状況を具体的に示せ。
- ・ 新規就農者の現状と農地中間管理機構（農地バンク）の利用状況を示し、今後必要と思われる農地の貸し借り面積の拡大に向けた市の考え方と取組姿勢を示せ。

② 中小企業及び小規模企業振興に関する市の役割

- ・ 平成31年4月1日に施行された会津若松市中小企業及び小規模企業振興条例の目的と果たしてきた役割を具体的に示せ。
- ・ 条例施行後、市の責務についての検証はどのように行われてきたのか示せ。その上で振興措置を市長はどのように図ってきたのか具体例を挙げて見解を示せ。
- ・ 中小企業・小規模企業未来会議に対する市の評価を示せ。また、その在り方について再検討すべき時期に来ていると認識しているが、市の見解を示せ。
- ・ 会津若松市中小企業及び小規模企業振興条例が理念や基本方針にとどまっておらず、実行計画（実施計画）、評価、公開、具体的手段が明確でないとの声があるが、条例改正に向けた市の考え方を示せ。

③ 観光産業における教育旅行推進に向けた取組

- ・ 本市が教育旅行を推進する意義と具体的な目標を示せ。その上で、教育旅行の現状を示し、国内外の教育旅行を推進するための課題認識を示せ。

- ・ 今後の教育旅行推進の方向性を具体的に示せ。また推進にあたっては観光ビューロー以外にも県や各企業、団体等と積極的な連携を図り、取り組むべきと考えるが見解を示せ。
 - ・ 令和8年度以降、新たに取組もうとする事業、または協議を行っている事業があれば具体的に示せ。
 - ・ 今後の国内の少子化や学習指導要領の変更、さらには本市観光産業の施設や人員体制等の現状を踏まえ、次世代の教育旅行の姿を見据えた受入態勢の整備が急務と考えるが市の見解を示せ。
 - ・ 親の働き方改革と子どもの体験学習を組み合わせたラーケーションを導入している自治体が増えているが、このことに対する認識と観光入込の平準化に向けた取組姿勢を示せ。
- (3) 第51回衆議院総選挙における市の選挙事務の総括について
- ① 今回の衆議院総選挙に向けた選挙管理委員会の事務事業
 - ・ ポスター掲示場設置数の基本的な考え方と今回の設置数に対する認識を示せ。
 - ・ 短期決戦となった今回の選挙事務全般における問題点と投票率アップの取組及び今後に向けた課題認識を示せ。
 - ・ 点字投票の投票者数を示すとともに、代理投票の対応についての認識と投票人数を示せ。
 - ② 今回の投票率と開票時間に対する認識
 - ・ 期日前投票及び投票日当日の投票人数と割合を示し、それぞれ年代別投票率と傾向に対する認識を示せ。
 - ・ 期日前投票所の運営に関して市役所駐車場利用台数と民間駐車場利用台数についての認識と今後の課題を示せ。
 - ・ 予想開票終了時間の根拠を示し、最終開票時間に対する認識と差異について理由を示せ。
 - ③ 選挙結果に対する認識と今後の選挙事務の在り方
 - ・ SNS等の活用により投票行動に変化がみられたと思うが、市選挙管理委員会としてどのように分析しているのか見解を示せ。
 - ・ 選挙割りなど他自治体の投票率アップを目指した取組に対する認識を示し、今後の取組について、その可能性と方向性を示せ。

5 議員 大島 智子（一問一答）

(1) 私道について

① 私道への支援

- ・ 本市では、公共性の高い私道について、町内会からの要望、土地所有者の同意、幅員3メートル以上、舗装済みの4条件を満たす場合に除雪の対象としている。しかしながら、近年、所有者不明の私道が存在し、所有者の同意が得られないことにより、他の条件を満たしていても除雪の対象とならない事例が生じている。例えば、ある私道では登記名義が既に倒産した法人のままとなっており、代表者も死亡し、相続関係者の特定も困難な状況にある。この道路は約1,800平方メートルにわたり、周辺には約28世帯が居住しており、日常生活において重要な生活道路として利用されている。固定資産税が非課税となる公衆用道路の扱いのまま所有権整理がされていないことにより、土地所有者の同意が得られず、市による除雪やインフラ整備等の行政的関与が困難となっている状況が生じている。このように、所有者不明により生活道路としての機能維持に支障が生じ、市民生活に影響が及んでいる現状について、市としてどのような課題認識を持っているか示せ。
- ・ 今後、人口減少や高齢化の進行に伴い、所有者不明の土地はさらに増加することが見込まれる。市民が日常的に利用している生活道路について、所有者不明であることのみを理由として行政による必要な対応が困難となる現状は、市民生活の安全確保の観点から重要な課題であると考え。今後、このような所有者不明の私道への対応について、制度の見直しを迅速に行うべきであると考え、市の見解を示せ。

② 災害時の対応と生活安全確保に向けた対策

- ・ 地震などにより道路が大きく破損したり、予期せぬ状況により上下水道等のインフラ整備が必要となった場合など、災害や緊急時において、所有者の同意を得ることが困難な私道に市はどのような対応ができるのか示せ。

(2) 地域の見守り体制について

① 見守り体制の現状と支援者の在り方

- ・ 本市の地域福祉を進める上では、民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）、主任児童委員、地域包括支援センター、共生福祉相談員、ボランティア、ケアマネジ

ャーなど、多くの方々がそれぞれの立場から見守りや支援を行い、必要な支援へとつなげている。これらの取組が点から面として機能することで、地域包括ケアシステムの構築につながるものとする。そのためには、現在の見守り体制の課題を整理し、更に充実したものへと改善していく必要があると考える。課題の一つとして、地域の見守りが単身高齢者を中心としたものになっている点が挙げられる。単身高齢者への見守りが重要であることは言うまでもないが、認知症や虐待の早期発見、更には子育て世帯の相談対応や子どもの声を受け止める体制については、十分とは言えないのではないかと考える。また、民生委員と共生福祉相談員の役割について、それぞれの所管課に確認したところ、いずれも単身高齢者の見守りが中心であるとの説明であった。しかし、共生福祉相談員においては、民生委員からの連携依頼があった高齢者のみの訪問となっていることから、空白地域が発生していないかが懸念される。共生福祉相談員は、本市の独自事業で50年以上の歴史がある。これは先進的な取組の一つとして素晴らしいことではあるが、民生委員の活動と同じであるという点と、民生委員と共生福祉相談委員の成り手不足があることから、共生福祉相談員を民生委員の協力員として位置づける、または民生委員の担当する地域を減らし、共生福祉相談員が民生委員の役割を補佐するなど、事業の在り方を再検討すべきではないかと考えるが認識を示せ。

- ・ 一方で、民生委員の本来の役割には、障がい者のいる世帯、児童、妊産婦、ひとり親家庭などへの見守りや相談支援も含まれている。高齢者のみならず、広く活動している民生委員がいる一方、働いている人や役員を重複している人もいる。地域によって活動に差も感じられるが、この地域差について市はどのように認識しているか示せ。

② 地域による子どもの見守り体制

- ・ 見守りの必要性は、子ども・子育ての分野においても極めて重要である。小学生の段階から子どものSOSを早期に把握し、支援につなげる体制の構築が必要であると考え。文教厚生委員会で視察した大阪府大東市では、平成27年12月に策定された教育大綱において家庭教育支援事業を重点施策として位置付け、平成28年度から事業を実施している。その中で教育委員会事務局家庭教育支援チームを創

設し、民生委員、主任児童委員、青少年指導員、市民サポーターなどで構成する体制を整えている。特徴的な取組として、チームによる小学1年生の児童がいる世帯全てに対する家庭訪問を1学期から2学期にかけて実施しており、入学間もない時期に子どもや保護者の不安や悩みを把握し、早期の支援につなげている点が挙げられ、家庭と地域、学校をつなぐ実効性の高い取組であると感じたところである。本市においても、関係機関や地域人材が連携した見守りチームを構築し、まずは可能な地域から家庭訪問等のアウトリーチを実施するなど、地域全体で子どもを見守る体制を強化すべきと考えるが市の見解を示せ。

- ・ 令和8年2月13日に行われた予算決算委員会第2分科会主催のセミナーでは、大阪公立大学現代システム科学研究科の山野則子教授の講義から、子どもの声を聞くことの重要性について学んだ。子どもには話を聞いてもらう権利があり、聞いてくれる人の存在そのものが大きな支えになるとのことである。また、担任の教員を含め5人以上から日常的な声かけがあることで、子どもの心の状態に前向きな変化が見られた事例も伺った。本市においても、地域学校協働本部事業やこどもクラブ等の取組により、児童が教員以外の多くの大人と関わる機会は確実に増えているところである。しかしながら、それぞれの取組から子どもの小さな変化やSOSを早期に把握し、支援につなげる仕組みとして十分に機能しているのかという点については、さらに検証が必要である。子どもを取り巻く環境が多様化する中、家庭の状況や子どもの困りごとを早期に把握し、福祉的支援へつなげていくためには、学校、地域、福祉が連携した見守り体制を一層強化していくことが重要である。地域で関わる大人の存在を生かしながら、子どもの声を確実に受け止め、必要な支援につなげる仕組みをどのように充実させていくのか、市の見解を示せ。

6 議員 村澤 智（一問一答）

(1) ラムサール条約湿地登録と猪苗代湖の環境保全について

① ラムサール条約湿地登録された猪苗代湖の現状と課題

- ・ 令和7年7月に猪苗代湖がラムサール条約湿地に登録された。世界的に重要な湿地として正式に認められたことは、当該地域の自然環境の価値を国際的に示すものであり、観

光、環境教育、産業振興など多方面への波及効果が期待される。ラムサール条約湿地に登録されたことの意義について見解を示せ。

- ・ 本市のホームページでは、猪苗代湖の環境状況について、約20年前から徐々に変化が見られ、近年では湖水の中性化が進行し、それに伴い水質の汚濁状況を示す化学的酸素要求量（COD）が上昇傾向にあるとされている。また、植生については、ヨシやヒシの繁茂、外来植物の拡大など、水質への影響が懸念されている状況が報告されている。そこで、猪苗代湖の水質、植生の現状と課題について認識を示せ。また、今後猪苗代湖の環境を守るためにどのような取組が必要と考えるのか認識を示せ。
- ・ 令和7年11月に開催した市民との意見交換会では、湊地区の参加者から猪苗代湖がラムサール条約湿地に登録されたことに関し、地元住民として何をすればいいのかわからない、自分たちの生活に何らかの制限が生じるのではないかといった不安の声が寄せられた。一方で、せっかく登録されたのだから、地域で盛り上げ、何らかの取組を進めていきたいという前向きな意見もあった。そこで、猪苗代湖がラムサール条約湿地に登録されたことに伴う、特に湊地区住民への影響について認識を示せ。

② 湊地区農産物のブランド化の推進

- ・ 猪苗代湖周辺は、昼夜の寒暖差が大きいことや高原性の冷涼な気候といった条件により、農産物の品質が高いと言われている。また、猪苗代町では、既に「いいな！いなわしろ」という地域ブランドを立ち上げ、農産物の付加価値向上に取り組んでいる。本市の湊地区も、国際的に評価された猪苗代湖の自然環境、冷涼な気候、高品質な農産物という強みを併せ持つ地域であり、この特性を生かせば「湖と共にある農業」という独自性を打ち出したブランド化が可能であると考えられる。ラムサール条約湿地に登録された猪苗代湖の環境価値は、農産物ブランドにとって大きな魅力であり「湖を守る農業」「環境に優しい湊の農産物」といった物語性は、都市部の消費者にも訴求しやすい要素と考える。そこで、本市においても地域活性化や地域振興にもつながる湊地区の農産物のブランド化に取り組むべきと考えられるが認識を示せ。
- ・ 先進的な農業手法の一つである冬期湛水農法は、環境保

全型農業として、ラムサール条約湿地に認定された猪苗代湖流域における水質改善や生態系保全に寄与する可能性があり、冬期湛水による、より高付加価値なブランド米の創出にもつながるものと考え。湊地区においても導入を検討する価値のある取組内容であると考えことから、まずは圃場条件の確認、土地改良区との協議、各種支援制度の把握、地域での合意形成を進め、試験的に一部の圃場で実施し、その効果を検証するなど、段階を踏みながら、地域とともに取り組むことが望ましいと考える。そこで、湊地区において農業者、関係団体と連携して冬期湛水農法に取り組んでみてはどうかと考えるが認識を示せ。

③ 猪苗代湖を中心とした観光振興の推進

- ・ 猪苗代湖のラムサール条約湿地の登録は、本市の観光資源としての価値を大きく高める契機になると考える。ラムサール条約湿地は、世界的に重要な湿地として認められた証であり、「世界が認めた湖」というブランド価値の向上につながる。特に、環境意識の高い旅行者や教育旅行の誘致においては、国際的に認められた自然環境を有することが大きな強みとなる。猪苗代湖の自然環境を「守る」だけでなく「生かす」視点を持ち、観光振興と環境保全を両立させる取組が求められる。そこで、猪苗代湖のラムサール条約湿地登録を観光資源としてどのように活用するのか、また、環境意識の高い旅行者や教育旅行の誘致に向けた可能性について見解を示せ。
- ・ 猪苗代湖の自然環境を「守る」だけでなく「生かす」視点から、湖岸の清掃活動など環境保全の取組と連携して赤井谷地沼野植物群落を見学するなど、流域の自然環境の一体的な活用など多様な展開が考えられるが、特に湊地区における取組の可能性について認識を示せ。

④ 市民、関係機関と連携した「未来の猪苗代湖」をつくる取組の推進

- ・ 猪苗代湖の水環境保全を効果的に進めるためには、県・関係市町村が個別に取り組むのではなく、施策を共有し連携して進めることが不可欠であると考え。湖岸清掃、外来種対策、環境教育など、現在県が実施している施策に対し、市が地域の実情を踏まえて橋渡し役を果たすことで、地域の取組がより大きな成果につながる。特に、市民団体・学校・企業などの活動を県施策と結び付ける調整や、県

事業への参加を促す広報、さらに、湊地区で行われている湖岸清掃や外来種除去などの活動を県の施策に位置付けていくことは、自治体間の連携を強化し、地域全体の力を最大化する上で重要と考える。そこで、猪苗代湖の水環境保全に向け、県をはじめとする関係自治体との連携をどのように強化していくのか認識を示せ。また、市民活動と県施策を効果的につなぐ市の役割や今後の取組の必要性について認識を示せ。

- ・ 猪苗代湖の保全と活用を未来につなげていくためには、子どもたちへの環境教育が重要であり、湖の価値を次世代に伝える貴重な機会と考える。本市では、これまで児童・生徒に対して猪苗代湖の環境や価値についてどのような教育を行ってきたのか、湊地区の児童・生徒に特化した取組について示せ。また、ラムサール条約湿地への登録を契機とした本市の児童・生徒へ新たな環境教育を検討しているのか認識を示せ。
- ・ 令和8年度の県の事業において、新たに県内の小学生が猪苗代湖について学び、その学びを県外の小学生への発信に取り組むとある。そこで、県の新たな事業について、県と連携して本市の小・中学校が積極的に関わり、取り組んでいくべきと考えるが認識を示せ。
- ・ 地域住民の理解や協力を得るためには、単に「協力をお願いする」のではなく、住民自身が猪苗代湖の課題を自分ごととして捉えられる仕組みづくりが重要であると考え。住民の協力が得られない最大の理由は、「何のために取り組むのかが分からない」という点にあり、水質・植生・生態系の現状を分かりやすく可視化しながら課題を丁寧に説明し、ラムサール条約湿地登録の意義を生活目線で伝えることが不可欠である。また、観光振興や農産物のブランド化、子どもの学びの場づくりなど、住民にとっての利点を明確に示すことで、「湖の未来は自分たちの暮らしに関係している」と実感できる状態を作ることが重要と考える。そこで、猪苗代湖の保全と活用に向け、市民の理解と協力が得られるように、湊地区では現状や今後の取組、協力・連携の方向性を共有する説明会を開催するとともに、市民全体に向けてラムサール条約湿地について広く知っていただく機会を設ける必要があると考えるが認識を示せ。

7 議員 丸山 さよ子（一問一答）

(1) 所有者不明土地等の対策について

① 所有者不明土地等対策の推進

- ・ 所有者不明土地といわれている、不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地や、所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地の増加が全国的に課題となっている。原因には、相続登記の未了や住所変更登記の未了が多く、所有者を確定するためには、戸籍や住民票の収集、現地訪問等の負担があるが、遺産分割をしないまま相続が繰り返されていると、土地共有者の数が膨大になり、探索に多大な時間と費用が必要となる。そのため、公共事業が円滑に進まないなど事業実施の支障となり、民間取引や土地の利活用の阻害要因にもなっている。所有者の所在が不明な場合には、土地が適切に管理されず放置されることもあり、隣接する土地の環境に影響を及ぼすことや、共有者が多数や一部所在不明の場合、土地の管理・利用のために必要な合意形成が困難となる等様々な課題がある。所有者不明土地問題の解決は、喫緊の課題として、国は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法制定や農業経営基盤強化促進法の改正、森林経営管理法の制定、土地基本法の改正、民事基本法制の見直し、不動産登記法の改正、民法の改正、相続土地国庫帰属制度の創設等を行っている。所有者不明土地問題の解決に向けた法制定や改正について、市の見解を示せ。
- ・ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法では、所有者不明土地を円滑に利用する仕組み、所有者不明土地を適切に管理する仕組み、所有者の探索を合理化する仕組み、所有者不明土地対策の推進体制の強化等について定められ、市町村は、所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化を図るため、所有者不明土地対策計画の策定や所有者不明土地対策協議会の設置が可能となった。所有者不明土地対策を着実に推進するには、その区域内の土地の利用・管理状況を踏まえた市町村の取組が重要となるが、本市における所有者不明土地の現状と課題認識について示せ。また、所有者不明土地対策についてどのような方向性で検討されているのか示せ。さらに、所有者不明土地対策計画の策定や所有者不明土地対策協議会を組織する事の有効性についての認識を示し、所有者不明土地対策計画を策

定する考えがあるのか見解を示せ。

- ・ 市民協働課では、地縁団体の認可申請について支援を行っている。認可地縁団体制度は平成3年に創設され、市長の認可を受けた地縁団体は団体名義で土地や建物などの不動産の登記名義人となることができるようになった。しかし、地域が所有・管理していた不動産は、多くの人の共有名義で登記されていることが多く、その上相続登記がされていないなどの理由で相続人の所在が分からない場合があり、認可地縁団体への所有権移転が進まない問題が全国的に生じていた。この解決方法として、地方自治法に「認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例」規定が設けられ、一定の要件を満たした認可地縁団体が所有する不動産であって、登記名義人やその相続人の全て又は一部の所在が知れない場合は、一定の手続を経ることで、認可地縁団体が単独で移転登記の申請を行うことができるようになった。本市においても、地縁団体の申請や、個人の財産を認可地縁団体に移行する手続は、地域の方にとって大変な作業となるが、市民協働課が相談に応じることで、不安なく進められている事例がある。市のサポートの重要性について認識を示せ。
- ・ 茨城県石岡市内の共有林において、認可地縁団体制度を活用した森林整備の事例がある。相続未登記などにより連絡の取れない権利者が増え、森林整備が進まないといった問題があり、共有林の代表者から相談を受けたことをきっかけに、農林事務所や市、地元森林組合と共有林代表者が連携・協力し、認可地縁団体を設立し、共有林の所有権を認可地縁団体に移転している。「共有者不確知森林制度」「森林経営管理制度における共有者不明森林に関する特例」「認可地縁団体制度」の3つの制度について検討し、認可地縁団体制度が相談のあった共有林の実情に適しているとの結論に至ったようだ。本市でも同様の希望があれば、市民協働課と農林課が協力することで対応できるのではないかと考える。そこで、所有者不明土地に関する課題解決に向けて、市として全庁的に取り組むことや、横断的に取り組むための仕組みが必要と考えるが見解を示せ。
- ・ 令和6年1月22日付け、国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長・住宅局住宅総合整備課長連名で、空き家対策と所有者不明土地等対策の一体的・総合的推進について

通知があったが、市は、空き家対策と所有者不明土地等対策を一体的に取り組む考えはあるのか、見解を示せ。

② 市民の困りごと解決に向けた支援

- 共有私道や共有林、共有の土地において、一部の共有構成員の氏名や連絡先が不明となっており、固定資産税を集金することが困難になっている事例がある。共有代表者には納税通知書が届くが、代表者外何名という表記のため、どこに請求してよいのか分からないという声もある。こういった事例に対する市の課題認識と、支援策について示せ。また、共有者に対し、市が個別に請求することはできるのか見解を示せ。さらに、不明となっている共有者の氏名や連絡先を共有代表者が知る方法と、市ができる支援について示せ。
- 私道に接する住宅に住む方から、私道共有者の一部に所在等不明共有者がいることや、開発会社の所有であった私道が会社の倒産により所有者が不明となっていることで、市道認定の申請をすることが難しくなっているという声や、相続や売却の妨げにならないよう整理したいという声がある。また、本市が行っている道路法の適用以外の道路で一般通行に使用されている私道に対する、道路の整備、舗装や舗装に伴う側溝敷設等の整備費の助成要件には、私道所有者全員の承諾が必要であり、不明な所有者がいる場合は申請することができない。下水道布設申請についても同様である。このような事例は全国的にも課題となっており、国は、共有者等の所在が不明である場合にも対応可能な制度改正を行っている。そこで、個々が抱える私道の課題に対し解決の可能性があるのか、解決に向けどのような方法が考えられるのかなど相談できる市の窓口が必要だと考えるが見解を示せ。また、私道の課題について解決に向け支援していくことは重要だと考えるが見解を示せ。
- 中山間地に住む方から、相続放棄された家や田畑、雑種地等は誰が管理するのか、という質問があった。適切な管理が行われず放置されれば、草木が繁茂し、病虫害の温床や獣の棲み家となる事態が想定され、農業や生活環境に深刻な影響を及ぼしかねないという不安がある。近年は、相続人が遠方にいるため、親が残した家や土地の管理等が負担になることから相続放棄をするケースが増加傾向にあるといわれている。本市における相続放棄の現状と課題認識

を示せ。また、相続放棄された土地の管理について、市はどのような対策をとるのか示せ。さらに、相談窓口はどこになるのか示せ。

8 議員 梶屋 奈津子（一問一答）

(1) ごみ削減と地域づくりについて

① 学生服や運動着、子ども用品のリユース

- ・ 資源物（プラスチック、ペットボトル、古紙、かん、びん）はごみ処理有料化の対象外であり、古着・古布は新たな資源化品目として令和8年4月から資源物ステーションにおいて回収するようになる。これに伴い、公民館等における古着の拠点回収は令和8年3月31日をもって終了することになっている。学生服や学校指定の運動着は、古着・古布として資源物の日に排出することにより、本市の燃やせるごみの削減に寄与するものである。令和8年4月以降に資源物ステーションにおいて回収された古着・古布は、どのような工程を経て再資源化又は再利用されるのか、その流れ及び最終的な活用方法を示せ。
- ・ 学生服や学校指定の運動着、学用品を、本市が管理する施設において拠点回収し、市内事業者や市民活動団体と連携して、買取り及び販売を行う仕組みを構築することは可能か、見解を示せ。
- ・ 市において直接拠点回収を行うことが困難な場合でも、市内事業者等と連携した取組は可能と考えるが、見解を示せ。
- ・ 子ども服や子ども用品のリユースは、本市の燃やせるごみの削減に寄与するとともに、子育て世帯の経済的負担軽減に資する取組であると考え。市役所多目的ホール、北会津支所、河東支所や令和8年5月から供用が開始される会津若松市市民協働プラザ等の公共施設の一角に、子ども服や子ども用品の常設の無料交換スペースを設置してはどうかと考えるが、見解を示せ。
- ・ 子ども服や子ども用品、学生服や学校指定の運動着、学用品の回収及びリユースは、子育て世代や若い世代がごみ問題を自分事として捉える契機になると考える。また、市民が物を循環させながら支え合う仕組みは、地域コミュニティーの形成にもつながるものである。これらの取組を、ごみの分別やごみの減量に止めることなく、地域づくりと

して推進する考えはあるか、見解を示せ。

(2) 交流人口・関係人口について

① 会津まつり藩公行列

- ・ 毎年9月に開催される藩公行列には、蒲生氏郷ゆかりの地から、滋賀県日野町観光協会、三重県一般社団法人松阪市観光協会をはじめとする約10団体が参加している。歴代藩主ゆかりの地とのつながりは、本市の歴史的資産であり、単なる観光行事にとどまらず、関係人口創出の可能性を秘めていると考える。藩公行列への参加団体及び参加者との関係を、単年度の交流に終わらせることなく、継続的な関係人口へと発展させることが必要であると考えが市の認識を示せ。
- ・ 参加団体及び参加者と市民との交流の機会を積極的に創出することが、更なる交流人口及び関係人口の拡大につながると考えるが、見解を示せ。あわせて、現在実施している具体的な交流事業や支援策があれば示せ。

② ゆかりの地との交流

- ・ 本市では、令和2年3月に「会津若松ゆかりの地探訪」として48ページの冊子を発行し、現在もホームページに掲載している。同冊子には、盟約締結都市（姉妹都市、親善交流都市、友好都市等）、ゆかりの活動団体22団体、更にゆかりの地一覧として32県61市13町1村が掲載されている。本市と歴史的、文化的な縁を有する地域は全国に広がっており、これらの地域の方々は移住に至らないとしても、継続的な関わりを持つ関係人口としての可能性は大きいものとする。ゆかりの地との交流を一過性の訪問や式典にとどめず、どのように関係人口へと発展させていくかが重要である。ゆかりの地との交流事業の現状について示せ。また、交流の成果や課題をどのように認識しているのか示せ。
- ・ ゆかりの地の活動団体紹介は、会津若松市以外の団体に限らず、ゆかりの地と交流している市内団体、例えば顕彰会、奉賛会、NPO法人等についても、ホームページ等において積極的に紹介すべきと考える。歴史上の人物やゆかりの地に関心を持つ方々が、市内団体への参加や支援につながる可能性もあると考えるが、見解を示せ。
- ・ ゆかりの地に関する業務は現在総務課が所管しているが、交流人口及び関係人口の創出を戦略的に推進するためには、観光課・シティプロモーション課との連携や所管の見直し

も含め検討すべきと考えるが見解を示せ。

③ 顕彰会

- ・ 本市には、会津に功績を残した歴史上の人物を称える顕彰会、奉賛会、NPO法人等が多数存在している。これらの団体は、歴史や精神文化を後世に伝える重要な担い手であり、本市の貴重な地域資源である。加えて、顕彰団体は単に歴史を守り伝える存在にとどまらず、歴史上の人物やその精神に共感する市内外の人々を結びつける役割を担っている。顕彰活動を通じて本市と継続的に関わる人々が生まれていることから、顕彰団体は交流人口や関係人口を生み出すプラットフォームとしての可能性も有していると考ええる。しかしながら、高齢化や人口減少の進行により、会員数の減少や後継者不足など、運営の継続に課題を抱える団体もあると聞いている。顕彰活動を持続可能なものとし、次世代へ継承していくとともに、関係人口創出機能をどのように活かしていくのか、本市の支援の在り方が問われていると考える。市内に存在する顕彰会、奉賛会、顕彰活動に関係するNPO法人等の団体数、活動状況、会員構成等について現状把握を行っているか示せ。
- ・ 顕彰活動は、本市の歴史的魅力を発信する観光資源ともなり得るものである。顕彰活動と観光振興をどのように連携させているのか示せ。また、顕彰活動を通じた関係人口創出についての考えを示せ。

④ 会津若松市観光大使

- ・ 会津若松市観光大使（以下「観光大使」という。）は、本市の観光振興に寄与する目的で令和7年12月現在59名が委嘱されている。観光大使は本市の魅力を広く発信する重要な存在であり、本市と継続的につながる関係人口の象徴的存在であると考ええる。また、交流人口及び関係人口の拡大においても観光大使は一定の役割を担っているものと考ええる。観光大使に委嘱する条件を示せ。また、期待される役割、活動内容、任期、報酬及び活動支援の内容について示せ。
- ・ 現在の観光大使の活動状況について示せ。また、それらの活動が観光誘客や本市の認知度向上にどのような成果を上げていると認識しているのか示せ。
- ・ 交流人口及び関係人口の創出・拡大という観点から、市として観光大使制度をどのように位置付けているのか示せ。

9 議員 内海 基（一問一答）

(1) 人口減少が進む地方中核都市としての財政運営の考え方について

① 会津地方の人口減少と広域的行政運営の認識

- ・ 会津地方の中核都市である本市の人口は、平成18年の約13万人をピークに減少へ転じ、令和6年1月には112,567人となった。会津地方全体の人口は242,081人で、そのうち本市が約46%を占め、周辺9町村を含む広域圏では約70%を占めている。特に就労人口や学齢人口では、本市の割合は更に高くなる。今後、周辺町村の人口減少が本市以上に急速に進むことで、広域圏における本市の人口割合は更に高まり、結果として本市一人当たりの広域行政負担や役割・責任が増大することが懸念される。これまで、本市は周辺市町村と相互に支え合い発展してきたが、周辺地域が衰退すれば中核都市も持続可能性を失うことにつながり、本市と会津地方全体の持続可能性を確保するためには、これまでの広域市町村圏整備組合の枠組みにとどまらず、より広範で効率的な広域行政運営が必要であり、あらゆる事務事業の見直しが重要になると考えるが見解を示せ。

② 広域市町村圏整備組合10市町村の財政状況を踏まえた行政運営の認識

- ・ 地方の自治体では地方交付税や国庫補助金等への依存度が高い状況にある。これは、全国どこでも一定の行政サービスを保障するという地方交付税制度の趣旨から当然の面もある。しかし、こうした財政構造の下で広域行政を進める際、広域事業の財源が「国から来るもの」という受動的な認識に傾き、主体性や費用対効果の意識が低下する懸念はないか、認識を示せ。
- ・ 周辺9町村は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎地域に指定されており、インフラ整備などは過疎債の対象事業となる。国の認可を受ければ、事業費の70%が後年度に地方交付税措置されるため、本市と同様の事業であっても、周辺町村では補助率が高く、自主財源負担が低い形で実施できる。その結果、本市と周辺町村との間で補助率や自主財源率に差が生じ、同一内容の事業、特に広域事業の費用対効果に対する認識の差、ひずみにつながりかねないと考えが認識を示せ。

③ 本市の大型事業の事業費の認識

- ・ 本市では市役所新庁舎整備に続き、県立病院跡地利活用、会津若松駅前都市基盤整備、新斎場整備、（仮称）新工業団地整備など大型事業が予定されている。さらに、広域市町村圏整備組合でも、新ごみ焼却施設に続くマテリアルリサイクル施設整備が控えている。しかし、近年における本市の大型事業では当初計画より事業費が大きく増額する事例が見られ、市民からは計画の甘さや後付け的な予算措置と受け止められても仕方がない状況にあると考える。今後の大型事業の検討に当たっては、本市単独の財政状況だけでなく、周辺町村との広域的行政運営や事業展開も見据えた総合的な検討が必要と考えるが認識を示せ。
 - ・ また、広域市町村圏整備組合の中間処理施設は当初計画から5年で事業費が倍増し、結果的に施設規模縮小やごみ処理有料化につながった経緯がある。現在検討中の約73億円規模とされるマテリアルリサイクル施設の本市の負担額は、どのくらいになると想定しているのか示せ。
- (2) 広域行政化・PPP志向のモデルケースとしてのウォーターPPPについて
- ① PPP / PFI手法導入優先的検討規程
- ・ 本市は令和6年3月に「PPP / PFI手法導入優先的検討規程」を策定しており、今後は新規事業の検討に当たってPPP / PFI手法の優先的な導入を期待している。そこで、規程策定に際してPPP / PFI手法にどのような必要性を見込んで規程の策定を検討したのか示せ。また、規程策定後にどのような事業で適用または検討が行われたのか示せ。
- ② ウォーターPPPの広域化
- ・ 令和6年4月に上水道事業の所管が厚生労働省から国土交通省へ移管され、政府のPPP / PFI推進方針に基づき、令和9年度以降は国が示す「ウォーターPPP」の4要件を満たさなければ污水管改築の補助対象としない方針が示された。これを受け、本市でも下水道事業における「ウォーターPPP導入可能性調査」を実施している。一方、令和7年1月に発生した埼玉県八潮市の道路陥没事故では、広範囲に下水道使用制限が発生し、下水道事業における広域的影響と広域行政対応の重要性が明確になった。地方においても、事業者不足や事業規模の小ささ、処理方式の多様性などの課題から、ウォーターPPPを進めるには広域

連携が不可欠であり、特に地方中核都市の主導的役割が求められる。また、国土交通省は広域連携を後押しするため財政投融資の活用も示している。こうした状況を踏まえ、本市のウォーターPPP導入可能性調査において、広域連携をどのように位置付け、検討しているのか示せ。

10 議員 奥 脇 康 夫（一問一答）

(1) 不登校児童・生徒について

① 本市における不登校児童・生徒の現状

- ・ 令和7年12月に実施した「不登校児童生徒に関する定期調査」における、本市の不登校児童・生徒の人数を示せ。また、令和7年6月に実施した「定期調査」との比較を示せ。
- ・ 令和7年度における本市の児童・生徒が不登校となった要因を示せ。
- ・ 令和7年度における本市の児童・生徒の不登校からの復帰率を示すとともに、過去2年の復帰率に対する比較を示せ。また、復帰できた要因を示せ。

② 不登校児童・生徒への支援

- ・ 令和元年10月25日に文部科学省から都道府県教育委員会教育長等へ通知された「不登校児童生徒への支援の在り方について」（以下「通知」という。）では、「不登校児童生徒への効果的な支援については、学校及び教育支援センターなどの関係機関を中心として組織的・計画的に実施することが重要であり、また、個々の児童生徒ごとに不登校になったきっかけや継続理由を的確に把握し、その児童生徒に合った支援策を策定することが重要であること。その際、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校関係者が中心となり、児童生徒や保護者と話し合うなどして、「児童生徒理解・支援シート（以下「シート」という。）」を作成することが望ましい」としている。また、通知に別添された「児童生徒理解・支援シートの作成と活用について」には、不登校児童・生徒の場合、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にある者について作成が望まれます。」「予兆への対応を含めた初期段階から情報を整理し、組織的・計画的な支援につながるようにする必要があります。

」とあり、例として、「統合型校務支援システム」を活用し、組織で情報を共有できるシステムにするなど、作成や情報共有に係る業務を効率化することも重要であるとしている。本市におけるシートの作成状況を示すとともに、どの程度まで情報の共有がなされているのか示せ。

- また、シートは作成者の負担軽減に配慮されているのか及び情報の共有化等ができるものとなっているのか示せ。
- 令和7年9月定例会議での一般質問において、本市における直近3か年のスペシャルサポートルーム（以下「ルーム」という。）の設置状況及び利用実績、ルームでの学習環境等についての答弁があり、また、学習進度等に合わせた個別指導やオンデマンドによる授業視聴等の取組状況の答弁もあった。個別最適な学びを推進していることにより、多種多様な取組が必要になると考えるが認識を示せ。また、個別最適な学習のみならず、協働的な学びを一体的に充実させることも重要と考えるが認識を示せ。
- 通知の別記1「義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」では、出席扱い等の要件として、「保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。」など4項目が示されており、あわせて、民間施設についてのガイドラインも示されている。本市において、不登校児童・生徒が学校外の公的機関又は民間施設において相談・指導を受けている人数と、市内における公的及び民間施設数を示せ。今後、民間施設も含めガイドラインに則った施設が更に求められると考えるが認識を示せ。
- 通知の別記2「不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」では、出席扱い等の要件として7項目、留意事項として6項目が示されている。公明党機関紙委員会が発行している「月刊公明2026年1月号」に掲載された不登校ジャーナリストの石井しこう氏の記事によると、ICT等を活用した出席扱いとなる学習方法（以下「ネット出席」という。）の利用者は全不登校児童・生徒の3%であり、制度の認知は子どもで36.5%、保護者では73.4%とのことであった。本市において、このネット出席制度を利用している人数を示せ。また、全不登校児童・生徒に対し周

知はなされているのか示せ。

- ・ 石井氏の記事では、本当に大切なのは、学校という公の場で子どもの学びや努力が認められること。自分がかんばっていることを学校が公式に認めてくれた。という実感が子どもの心を支える大きな土台になる。と述べられている。学校外の公的又は民間施設で学習等の活動ができる児童・生徒は良いが、家から出られない児童・生徒への配慮として、本市においてもこのネット出席制度の充実が必要と考えるが認識を示せ。

③ 保護者への支援

- ・ 不登校の児童・生徒と同様又はそれ以上に心身に負担がかかるのが保護者である。児童・生徒が孤立・孤独にならない支援と併せ、保護者への支援も必要と考える。市では児童・生徒に対しスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置しているが、保護者等からの相談に対してはどのような体制作りがなされているのか示せ。また、本市において保護者への支援となる取組があれば示せ。
- ・ 先日、全国市議会議長会主催で行われた「未来ビジョン創造セミナー」では、東京大学薬学部教授の池谷裕二氏が講演において、「人のような心がなくても人工知能は人よりも心をよく察知する。」とのイスラエルの歴史学者であるユヴァル・ノア・ハラリ氏の発言を引用し、ヒトならではの仕事と思われるカウンセリングも人工知能のほうが適しているとの見解を示した。また、ある調査によると、患者とチャットGPTとの会話は、患者によっては医師よりも共感力が高いという結果が出たとのことである。デメリットもあると認識するが、保護者等におけるカウンセリングに人工知能を活用することで大きな効果を得ることができるのではないかと考えるが認識を示せ。

④ 地域における支援

- ・ 地域において、学校運営協議会や地域学校協働本部、主任児童委員等が活動しているが、不登校児童・生徒の情報はこれらの構成委員にも共有されているのか示せ。また、地域からの気づきから不登校の解消につながる場合もあると考えるが認識を示せ。

⑤ 今後の向き合い方

- ・ 令和5年11月17日付け文部科学省初等中等教育局長通知別紙では、不登校児童・生徒への支援に対する基本的な考

え方として、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。不登校の時期が休養等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益等が存在すること。学校教育の役割は極めて大きく、一層の充実を図るための取組が重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童・生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること等が示されている。これらを踏まえ、本市としての今後の不登校児童・生徒への取組は、学校に登校することを前提に不登校の期間を休養等の期間と位置付け、様々な支援を行うものとなるのか認識を示せ。

- ・ 不登校児童・生徒への様々な取組は、個別最適の考えのもと進められると考えるが、教員等の負担も大きくなり、現状の人員数で対応可能なのか疑問である。教員の加配等の検討も必要と考えるが認識を示せ。

11 議員 吉田恵三（一問一答）

(1) 農業の振興について

① 有機農業の取組と成果

- ・ 現在市は、環境と調和のとれた食料システムの確立を目指し、環境に優しい有機農業を推進している。令和6年10月に関係者が連携し「会津若松市オーガニック推進協議会」を設立し、有機農業の推進のための様々な取組を行っている。学校給食における有機農産物の使用については、これまで地産地消推進月間に合わせ、市内の小・中学校において、市内で生産された有機農産物を使用した給食を提供し、併せて有機農業に関する学習に取り組んだと聞き及んでおり、今後学校給食への有機農産物の使用拡大も期待される。有機農業の推進に関してこれまでの主な取組状況と成果を示せ。
- ・ 今後、有機農業に関する実施計画の策定を予定しており、令和8年度には地域ぐるみで有機農業の拡大に取り組む市の姿勢を表明するオーガニックビレッジ宣言を行う考えを表明しているが、どのような宣言を行うのか、その内容を示せ。

② （仮称）会津若松市地産地消条例（会津産農畜産物を食べ

よう条例)の制定

- ・ 国においては、これまで食料・農業・農村基本法を見直し、食料安全保障の確立と輸入依存の食料政策からの転換を図るため、先進国の中でも低水準にある食料自給率を向上させる取組が求められている。そのため本市においても、有機農業の推進とともに、会津産農畜産物の生産振興と生産基盤強化、そして消費の拡大に取り組む地産地消を強力に推進する必要があると考えるが認識を示せ。
- ・ 地産地消の推進に当たり、個人の嗜好や意思を尊重しつつ、会津産農畜産物の生産消費拡大を目指した(仮称)会津若松市地産地消条例(会津産農畜産物を食べよう条例)の制定を今後検討するべきであるとする。地産地消推進のための基本方針や市、生産者、事業者、市民の役割等を定めた条例を制定することにより、市民の意識高揚と地産地消の推進が図られると考えるが現時点での考え方を示せ。

(2) あいづ陸上競技場の利活用について

① 夜間照明設備の充実と供用時間の延長

- ・ 令和7年12月に開催された第76回全国高等学校駅伝競走大会男子の部において県代表である学校法人石川高等学校が優勝し県民に大きな勇気と感動を与えたことは記憶に新しく、優勝メンバーの中には本市出身者も含まれている。これまで県主催による市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会(以下「県駅伝大会」という。)や各種駅伝大会における本市出身選手の活躍は目覚ましいものがある。あいづ陸上競技場の供用時間は、市都市公園条例において午前9時から午後7時までと定められている。しかしながら、県駅伝大会に向けた強化練習に伴う夜間利用については許可され、簡易な照明設備のもと、供用時間延長に対応してきた経過にあるものの、その他の利用者は、夜間照明設備が無いため、夏期以外の時期では、午後7時を待たずに日没となることから午後7時前の日没に合わせて利用を終了しなければならない状況にある。学生をはじめ、仕事を終えてから利用する社会人など幅広い市民に、あいづ陸上競技場を十分に利用していただくためには、日没から午後7時までの間の夜間照明設備の充実を図る必要があると考える。私は、令和4年市議会2月定例会においても同様の一般質問を行ったが、それ以降の取組状況と今後の対応方針を示せ。
- ・ 仕事を終えてから利用する市民等のため、夏期において

は、あいつ陸上競技場の供用終了時間を1時間程度延長してはどうかと考えるが認識を示せ。

12 議員 小畑 匠（一問一答）

(1) 磐梯山噴火を想定した地域防災の強化について

① 火山活動の現状及び県の防災方針を踏まえた市の具体的対応

- ・ 火山災害は広域災害であるため県が主体となって計画等を策定しており、市としては地域防災計画において「仙台管区気象台地域火山監視・警報センターは、24時間体制で磐梯山の観測・監視を行い、火山活動状況に応じて噴火警報等の情報を発表し、福島地方気象台から県や関係機関に伝達され、県から総合情報通信ネットワーク等により市町村へ情報提供される。本市は必要に応じ関係機関及び市民に対し、「磐梯山の噴火警報等の伝達系統」に記載した伝達体制により周知を図る。」としている。気象庁が公表した2025年12月1日付け火山の状況に関する解説情報（磐梯山第1号）においては、火山性地震が増加し、午前9時現在で日回数は124回（速報値）と報告されている。あわせて、低周波地震及び火山性微動は観測されていないとされている。これらの観測事実を踏まえ、市は現在の磐梯山の火山活動をどのように把握し、どのように分析しているのか示せ。
- ・ 噴火警報等の観測情報を市が受領してから市民周知に至るまでの手順及び所要時間の目標を示せ。
- ・ 火山性地震の増加や噴火警戒レベルの変更等を踏まえ、市が警戒体制へ移行する判断基準（トリガー）を示せ。
- ・ 県では、吾妻山における火山シェルター整備を進めており、報道等において安達太良山及び磐梯山についても整備に向けた検討に着手することが示されている。これを踏まえ、市としての認識及び関係機関との調整において担うべき役割を示せ。
- ・ 県の地域防災計画の修正案において、火山災害対策に係る配備基準の修正等が示されている。これら県の動きを踏まえ、市の初動体制及び配備基準をどのように整理しているのか示せ。
- ・ 県の被害想定が示されている以上、市としても具体的な影響を前提に備える必要がある。降灰、交通遮断、生活機

能停止等について、市域への具体的想定を数値又は区域を含めて示せ。

② 避難訓練及び広域受入体制並びに都市機能維持対策

- ・ 想定はあっても、訓練による検証がなければ実効性は担保されないと考える。磐梯山噴火を想定した避難訓練を実施した実績はないが、検討をしたことがあるのか示せ。
- ・ 火山災害は市域外で発生する可能性もあり、広域的な視点が不可欠である。周辺市町村が被災した場合の広域避難者受入体制について、想定人数、避難所運営体制及び役割分担を示せ。
- ・ 降灰により交通及び物流が停止した場合、市民生活への影響は甚大である。生活物資、医療物資、燃料等の確保及び供給手順の計画を速やかに策定すべきと考えるが見解を示せ。
- ・ 物流の確保は事前協定及び優先順位の明確化により担保されるべきである。市内事業者との協定の有無及び内容を示せ。
- ・ 降灰時における上下水道、ごみ処理、道路除灰について、市の社会的インフラの機能維持及び復旧手順の計画を速やかに作成すべきと考えるが見解を示せ。
- ・ 医療機関及び福祉施設は災害時においても機能停止が許されない。人工透析患者、在宅酸素利用者、要介護者等の要配慮者への優先支援手順を示せ。
- ・ 備えは机上で完結すべきではない。広域受入及び都市機能維持を含めた実践的訓練を実施する考えはあるのか示せ。

(2) 会津磐梯山踊りと地域コミュニティーの形成について

① 会津磐梯山踊りが有する地域社会的機能

- ・ 会津磐梯山櫓踊り（以下「会津磐梯山踊り」という。）は、単なる行事ではなく、本市の地域を支える文化的基盤の一つであると考え。少子高齢化が進む中、地域コミュニティーの維持及び再生は重要な政策課題である。会津磐梯山踊りが世代間交流、地域コミュニティー形成、高齢者の見守り及び健康維持に果たしている役割について、市の評価を示せ。
- ・ 地域の祭りが住民の生きがいや心の支えとなっていると考えるが、会津磐梯山踊りを市の施策の中でどのように位置付けているのか示せ。
- ・ 地域行事が住民同士の再会や新たな交流の契機となるこ

とは社会的に認められている。会津磐梯山踊りがもたらす交流効果について、市の認識を示せ。

② 継承及び再生並びに記録保存の在り方

- ・ 会津磐梯山踊りは地区単位で住民が主体となり継承されてきた文化である一方、開催機会の変化や担い手不足等により、その継承の在り方が問われている。地区単位での開催継続が難しくなっている状況について、市はどのように認識しているのか示せ。
- ・ 北地区地域づくり協議会が、夏祭りにおいて会津磐梯山踊りを踊り方から丁寧に教え、生音による実演を通じて文化の再生に取り組んでいる事例について、市の評価を示せ。
- ・ 地区単独での会津磐梯山踊りを含む祭りの開催が難しい場合に、まつり協会と連携し、支援員の派遣を含む具体的支援体制を構築する考えを有しているのか示せ。
- ・ 会津磐梯山踊りの歌い手及び囃子方の担い手の現状について、市は把握しているのか示せ。
- ・ 会津磐梯山踊りの演奏、歌唱、振付等について、現時点でどのような記録保存を行っているのか示せ。また、将来世代への継承を見据え、体系的なアーカイブ化を進める方針を有しているのか示せ。

③ 外部発信及び将来的継承の具体的方針

- ・ 会津フェア等の対外的催事において、会津磐梯山踊りの囃子方及び歌い手を伴う実演形式での発信を積極的に実施する考えを有しているのか示せ。
- ・ 近隣自治体において宿泊施設のアクティビティとして会津磐梯山踊りを実施している事例もある。本市においても宿泊施設等と連携し、継続的な体験機会を創出する考えを有しているのか示せ。
- ・ 地域に根差した樽踊り形式の会津磐梯山踊りを文化財として位置付けることについて、市として検討する考えを有しているのか示せ。
- ・ 本市として、会津磐梯山踊りを将来世代へ確実に継承していく強い意思と具体的方針を有しているのか示せ。

13 議員 笹内直幸（一問一答）

(1) 子どもたちと共に取り組む地域活性化について

① 地域づくりの具体化

- ・ 本市では北会津地区、河東地区、湊地区、大戸地区、行

仁地区、一箕地区、北地区で「地域づくりビジョン」を策定し、各地区にて地域づくりの活性化に努めている。令和7年度行政評価結果報告書（以下「行政評価」という。）における地域づくりビジョン推進事業の概要には、「地域で暮らす人を中心に、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する地域づくり活動団体に対し、組織づくりの支援や活動経費を補助することで、地域コミュニティの活性化を図る」とある。地域課題をどのようなものであると認識し、どのように解決しようとしているのか市の見解を示せ。

② 地域づくりとお祭り

- ・ 城西地区では令和8年1月17日、城西コミュニティセンター管理運営委員会が主催となり、城西コミュニティセンターを会場に、地区社会福祉協議会ぬくもりネットワークの後援、城西地区区長会、城西小学校PTA、城西地区子ども会育成会、城西そば会の協力を受け、各種団体が一緒となり城西こどもまつりが開催された。内容は午前10時から正午まで、城西コミュニティセンター2階集会室にて、地域の方と子どもと一緒に楽しめるポッチャや塗り絵、マジックショーなどを行い、その間、城西コミュニティセンター1階調理室で城西そば会の皆さんがそばを打ち、お昼には子どもまつりに参加した子どもや保護者、地域の方々が、打ち立てのそばを食べるといったものであった。参加した子どもの中には支援学校に通う児童もおり、他の参加した子どもと一緒に楽しい時間を過ごした。また、令和8年2月14日には西若松駅を愛する会が主催となり、西若松駅東口を会場に、会津若松市、地区社会福祉協議会ぬくもりネットワークの後援を受け、会津鉄道株式会社と共催により西若松駅絵ろうそくまつりが開催された。行燈展示には、ほっとハウスぼうむ、あいづ若葉こども園、みなみ若葉こども園、すがわら若葉こども園、認定こども園若松第三幼稚園、会津報徳保育園、城西小学校の子どもたちが描いた作品にろうそくの灯りが入り、参加者の目を引いていた。また、模擬店やミニコンサートなども行われ、地区の方々が協力し合い楽しいイベントとなった。城西地区には他にも材木町ごみゼロマーチや城西子どもお囃子会、湯川灯ろう流しなどの活動もあり、城西コミュニティセンター、西若松駅を中心に積極的に活動を展開している。このような

地区の活動が、地域づくりにおいてはとても重要であると同時に、継続していくことも大切であると考えているが、市ではこのような地域づくりをどのようなものであると認識し、継続にはどのようなことが必要で、どのように関わっているのか見解を示せ。

- ・ 第32回市民との意見交換会、町北・高野地区において、北地区夏まつりについての意見があった。北地区夏まつりは毎年8月第1土曜日に永和小学校校庭を会場とし、北地区地域づくり協議会が主催となり、これまで3回開催している。第1回目の運営の中心になっていたのは児童の保護者と保育士で、幼稚園児や小学校低学年の児童を想定したお祭りから始まった。中学生や永和小学校を卒業した高校生がボランティアとして参加した。また、会津大学の学生も「手伝いたい」と、二、三人参加してくれた。その後、口コミで広がり、中学校を卒業した子どもたちが高校生になっても遊びに来てくれ、中には友人を連れてきてくれた子もいた。第六中学校に通う神指地区の子どももお祭りに来てくれた。2回目からは北会津地域づくり委員会の方々も参加している。参加者が増えてきたのは、町北・高野地区住民だけでなく、他の地区から活動に参加してくれたからだを考える。当初は300人来れば成功と考えていたが、第1回目から300人を上回る方に来ていただけた。会津磐梯山踊りでは、参加者全員で輪になって踊っている。また、祭りの最後は花火で締めている。このように地区を越えてまつりを盛り上げるという取組は素晴らしく、また、子どもたちが積極的に参加しているということが、地域づくりにとって重要であると認識する。本市はこのような地区のお祭りをどのようなものであると認識し、どのように支援してきたのか示せ。

③ 子どもと子育て家庭を支える地域づくり

- ・ 子育て支援センターは、子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進する目的で行われているが、行政評価の課題認識と今後の方針・改善点には、「拠点により利用状況にばらつきがあるため、利用者のニーズに対応した事業等のあり方について、検討していく必要がある」「今後も利用者のニーズや利用状況を踏まえ、子育て世帯

の利用を促進するため、子育て支援センターの周知を図りながら、事業を実施していく。」とあるが、利用者のニーズとはどのようなものであると認識し、どのように応えようとしているのか示せ。また、周知の方法についてどのような課題があると認識し、どのように対応しようとしているのか見解を示せ。

④ こども食堂

- こども食堂について、農林水産省のホームページには「近年、地域住民等による民間発の取組として無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供するこども食堂等が広まっており、家庭における共食が難しいこどもたちに対し、共食の機会を提供する取組が増えています。一食育の推進という観点から見たこども食堂の意義について一こども食堂の活動は様々ですが、親子で参加する場合も含め、（a）こどもにとっての貴重な共食の機会の確保（b）地域コミュニティの中でのこどもの居場所を提供等の積極的な意義が認められます。」と記載されている。本市ホームページには、「こども食堂は、こども一人でも無料や定額で食事の提供などを受けることができる取組です。また、こどもの居場所や学習支援、地域交流の場になっています。」とある。こども食堂は、子どもと子育て家庭を支える地域づくりにも関わってくると考えるが、本市はこども食堂の果たす役割についてどのように認識しているのか示せ。また、今後の子どもの居場所づくりや学習支援の取組に対する見解を示せ。さらに、次期総合計画や個別計画等の事務事業の項目にこども食堂について記載するのか見解を示せ。

⑤ 地域の子ども育成団体との連携

- 地域には子ども会、スポーツ少年団が存在している。公益社団法人全国子ども会連合会ホームページの「子ども会とは」の項目に、「子ども会とは、仲間と活動を共有することによって、その子およびその子が参加している集団の、より望ましい成長を意図したコミュニティ活動です。地域を基盤とし、仲間集団のもつ形成力と活動（経験）を通しての成長を統合し、よりたくましい子ども、子ども集団を実現しようとする活動です。」「家庭・学校はもとより、地域の諸機関・諸集団と強い連携を保ちながら、活動を進めていくことが大切です。」とある。日本スポーツ協会ホ

ホームページの「スポーツ少年団の理念」には、「一人でも多くの青少年にスポーツの歓びを提供する」「スポーツを通じて青少年のこころとからだを育てる」「スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する」とある。子ども会、スポーツ少年団ともに地域と関わる目的や理念が掲げられているが、単子子ども会、単子スポーツ少年団は地域づくりにどのように関わり、地域づくりに貢献しているのか市の認識を示せ。また、本市における単子子ども会の団体数や会員数及び単子スポーツ少年団の団数や団員数が減少してきている現状にあるが、地域づくりにどのような影響があると考えるのか市の認識を示せ。さらに、これまで行ってきた対策などの成果と課題、今後の対応はどのようにしようとしているのか見解を示せ。

14 議 員 大 山 享 子（一問一答）

(1) 災害に備える防災について

① 会津若松市地域防災計画と地区防災計画の在り方

- ・ 会津若松市地域防災計画は、国の防災基本計画、県地域防災計画との整合性を有した上で、本市の地域性と過去の被災状況を踏まえて策定された計画である。様々な立場の団体から構成される市防災会議において、令和7年度に改定された。改定前の計画からどのような点を重点に改定したのか示せ。
- ・ 東日本大震災発生から令和8年3月11日で15年になる。この間、本市においても溢水や雪害などが発生している。その経験による教訓を踏まえた防災・減災対策を万全にしていくためには、平常時から災害に強い地域づくりを進めていくことが重要である。国においては、公助には限界が生じていることから、自助と共助の力を高めようと平成25年の災害対策基本法改正により、住民が自治会単位などで災害に備える「地区防災計画」の策定を各自治体に求めた。県においては、過去の災害の事例を踏まえ平常時の訓練や備蓄の方法、災害時の情報共有や避難の判断などを盛り込むとしているが、計画を策定できているのは10市町村54地区に留まっている。令和7年2月定例会議で行った一般質問の答弁では、自主防災組織の設立は28地区で、地区防災計画策定の地区は0であるが、自主防災組織の規約に同様の項目が記載されているとの答弁であった。しかし、地域

防災計画と地区防災計画は車の両輪として進めることが重要であり、計画の策定は地区において防災についての関心を高め、さらに、新たな交流・ネットワークが生まれることで安心につながるものである。市は、積極的に地区の自主防災組織の設立と防災計画策定を県の支援も得ながら進めていくべきであると考えているが認識を示せ。また、計画を策定できない課題は何か示せ。

② ペットとの避難の在り方

- ・ 家族の一員であるペットを大事にする市民が増えていることから、災害時にはペットとの同行避難も想定しなければならない。東日本大震災、熊本地震、能登半島地震などでペットが置き去りにされたことによる問題が浮き彫りとなった。このことから環境省は「人とペットの災害対策ガイドライン」を策定している。これは、各自治体の実情に合わせて人とペットの災害対策を検討する際の参考資料として示されたものである。市は市民がペットと安心して避難できるための環境を整えていく必要があると考えるが、避難所でのペットとの過ごし方と合わせて認識を示せ。
- ・ ペットのための防災対策として、日頃からの備えや同行避難の在り方を市民に示していく必要があると考えるが具体的な対策があれば示せ。

③ トイレカーの活用

- ・ 避難所においてトイレ環境は重要であり、災害時における避難生活の環境整備を目的として市は、令和7年度にトイレカーを導入する予定であるが、どのような仕様であるのかを示せ。
- ・ このトイレカーは災害時だけではなく、市のイベント等でも活用できる体制が求められるが、今後どのように活用するのか具体的に示せ。

(2) 命を守る交通安全について

① 交通安全計画の役割

- ・ 第11次会津若松市交通安全計画は、交通事故のない、誰もが安全で安心して暮らせる社会を目指すために策定された計画である。令和7年度までの計画であるが、交通事故のない安全安心なまちのため、どのような成果があったのか5年間の交通事故の発生件数と死傷者数の内訳と、その要因を示せ。また、計画の総括と次期計画に向けての重点施策は何か示せ。

- ・ 市の交通安全の普及啓発・事故防止に日々協力をしている市民が所属している会津若松地区交通安全協会との連携も必要である。市は協会とどのように関わり、支援を行っているのか示せ。
- ② 自転車の安全利用
- ・ 市内では、通勤・通学などで自転車を利用する市民が多くいる。市において過去5年間の自転車による交通事故の発生件数と状況を示せ。
 - ・ 令和5年4月の道路交通法の改正により自転車乗車時のヘルメットの着用が努力義務となって3年となる。令和7年6月自転車ヘルメット着用全国調査結果では、県内は27%、本市は20%を下回る結果であった。いわき市は72.9%と高く、ヘルメット着用を校則にした高校が多いことが要因であるとしていた。県警の担当者は、「ヘルメットは救命効果が高い。世代に関わらず、自分の命を守るために着用してほしい」と訴えている。市は市民の命を守るため、自転車運転時のヘルメット着用をどのように進めようとしているのか対策を示せ。
 - ・ 令和7年11月3日夜、国道118号神指地内において、自転車で横断中の男子高校生が死亡する交通事故が発生した。見通しの良い幹線道路であったが、交通量が多いことから地元住民から信号機設置の要望が出ていたと聞き及ぶ。今回の尊い命が失われた後に信号機が設置されるという非常に残念な結果であった。このようなことが繰り返されないためには、市民から危険とされる道路への信号機や横断歩道等の整備要望はどのようなものがあるのか、過去5年間の要望数を示せ。また、この市民要望はどのように取り扱われているのか、警察署・建設部との連携はどのように行われているのか、実施できた成果があれば示せ。
 - ・ 令和8年4月1日から自転車等に対する交通反則通告制度が実施される。その内容は、16歳以上の自転車を運転している人が、信号無視、一時停止違反、携帯電話の使用、ヘッドホンの使用等、75種類の違反行為で注意勧告を受けても守らないなどの悪質・危険運転に対し、交通反則切符いわゆる青切符が交付される。自分自身だけではなく周囲の人を守るため自転車の安全運転が求められる。交通反則切符を交付されたものの、反則金を納付しない場合、刑事手続の対象となる。特に高校生にとっては大変重い処分と

なることから、学校や家庭での周知が重要である。どのような周知を行っているのかを示せ。

(3) 鳥獣被害対策について

① 鳥獣被害対策の在り方

- ・ 熊は、冬に冬眠すると考えられていたが、近年は冬眠をしない「穴持たず」といわれる熊が現れ、福島県内の12月の目撃件数が過去最多の71件となっており、人の生活圏で目撃されている。市において、令和7年12月以降の目撃件数は何件か。また、人家の近くでの目撃であるのかを示せ。
- ・ 熊は餌の不足や降雪が少ないと人里に現れるとされており、県において令和8年1月16日から4月15日までツキノワグマ出没注意報（冬季）が発令された。このことから市において市民への注意喚起はどのように行われたのか。また、春は、彼岸の墓参りや山菜取りなど特に注意が必要となる。山間の住宅地に住む市民へ町内放送設備を使つての注意喚起が行われるべきであると考えが見解を示せ。
- ・ 職員が狩猟免許を保有する「ガバメントハンター」を導入している自治体がある。市は、鳥獣の出没情報によって素早く出動することができるガバメントハンターの検討はされたのか認識を示せ。

② 人と野生動物の接触を減らす取組

- ・ 鳥獣被害対策事業において、会津大学の協力の下ICT等の先進技術を活用したセンサーカメラの設置調査により、地域での野生鳥獣の出没状況が分かりやすくなり、調査結果を踏まえて電気柵を設置することで安全を確保できたとの市民の声がある。今後、センサーカメラの設置をどのように広めていくのかを示せ。
- ・ 特殊な音の力で人と野生動物の接触を遠ざけることができる音響型動物忌避装置がある。特殊な音による強力な音波によって鳥獣を遠ざけることができることから、熊や鹿が現れる現場に安全確保用として持参し、音波を発生させることで被害を防ぐことができる。熊や鹿などの出没情報により現場に入る実施隊や職員の安全確保のためには、花火や熊鈴より効果の高いと思われるこの装置の導入をしていくべきであると考えが見解を示せ。
- ・ 福島市では、荒川河川敷において福島大学との共同による音響型動物忌避装置を使った熊忌避プロジェクトが進められている。河川敷を通過して市街地に侵入することを防ぐ

効果があることから市においても取り入れるべきと考えるが見解を示せ。

15 議員 大竹俊哉（一問一答）

(1) 今後の広域医療への取組について

① 広域緊急医療

- ・ 広域緊急医療は、大規模災害時に被災地内での対応が困難な重症患者を、被災地外の医療機関へ迅速に搬送・治療する体制を指し、厚生労働省が運用するEMIS（広域災害救急医療情報システム）を用いて、医療機関の被災状況や受入能力を共有し、DMAT（災害派遣医療チーム）などが連携して救護活動を行うとされているが、本市ではEMIS、DMATをどのように活用するのかを示せ。
- ・ 広域緊急医療制度は、診療報酬に影響を与えるようになり、各医療機関に医療安全管理者の配置が義務付けられるなど制度化が加速度的に進んでいるが、広域緊急医療の推進に当たっては市も関わっていくべきと考えるが、見解を示せ。

② 持続可能な医療体制

- ・ スマートシティとして先進的な取組を行っている本市であるが、市民の期待が大きい医療DXについてはどのように進捗しているのか、具体例を示した上で実績に対する評価を示せ。
- ・ ドクターカーは、医師や看護師が救急現場へ直接駆けつけ、現場到着時から治療を開始する緊急車両のことであり、通常の救急車とは異なり、高度な救急医療機器を搭載し、初動から診療・処置を行うことで、脳卒中や心筋梗塞、重症外傷などの救命率向上に役立っているものと認識する。しかしながら、ドクターカーを運用していく経費は一般的な救急車に比べ高額であり、民間の医療機関で維持していくには限界があるともいわれている。ドクターカーの運用を支援していくべきと考えるが見解を示せ。また、ドクターカーを運用している医療機関と様々な点について協議をする場を設けるべきと考えるが、市の認識を示せ。
- ・ ドクターヘリは、救急専門の医師・看護師が搭乗し、医療機器を装備したヘリコプターで救急現場に駆けつけ、現場から治療を開始する「空飛ぶ救急室」のことであるが、会津地域にはいまだ導入されていない。ドクターヘリのメ

リットとして、市内医療機関では対応が難しい患者の緊急移送や、山間部における事故や急病に対応できること等が挙げられ、救命率向上と後遺症軽減に貢献している。特に令和6年度は他県において、クマに襲われた患者の救急搬送に使用されるなど、今後における山間地の緊急医療の要となっていくことが期待されている。また、ドクターヘリは出産にも対応できることから、専門医のいない遠隔地に住む妊産婦にとっても力強い味方となり里帰り出産も可能となる。多くの中山間地域において住民の高齢化が進み、クマの被害が増えつつある現状においては、市が主体的にドクターヘリの導入を関係機関に働きかけるべきと考えるが見解を示せ。

③ 広域医療連携

- ・ 広域医療連携とは、医療圏の枠組みを超え、複数の医療機関が連携して診療や情報共有を行う仕組みのことであり、医師少数区域への派遣、災害・パンデミック時の救急搬送・受入調整などに活用され、医療資源の偏在が顕著になっていくだろう本地域にとっては直ぐに取り組みなければならない事業であると考え、広域医療連携に対する市の見解を示せ。
- ・ 会津大学を有し医療DXの最適地である本市と県内の各医療圏がネットワークを結び、一つの医療圏を目指すべきと考えるが見解を示せ。
- ・ 夜間急病センターは安心安全を望む全ての市民にとってなくてはならない施設であり、特に小さい子どもを持つ保護者にとってはまさに命綱であるとも認識している。今後においては、受入態勢や施設整備も含め医療体制を拡充させていき、近隣市町村の子ども達も積極的に受け入れていくべきと考えるが見解を示せ。

(2) インバウンドをターゲットとした文化のハイブランド化について

① 茶道文化を活用したインバウンドと観光誘客

- ・ インバウンドを中心として原料が不足するほど観光客には抹茶が流行っているようであり、国内の観光施設では抹茶体験や抹茶を利用したスイーツ、お土産がブームである。千家ゆかりの茶室隣閣を茶の湯の聖地として整備すべきと考えるが、茶室隣閣の活用状況を示し、インバウンド対策を含めた今後の戦略を示せ。

- ・ 織田信長、豊臣秀吉に茶の湯の手ほどきを受け、後には利休七哲筆頭と謳われた蒲生氏郷公と千利休・少庵親子との物語が映画化されれば、茶道を嗜む方々の誘客につながり、歴史資料としても残せると考える。フィルムコミッション事業として業界に働き掛けるべきと考えるが見解を示せ。

② 侍・芸妓文化

- ・ 会津藩御留流である御式内は、一説によれば小説「姿三四郎」のモデルとなった西郷頼母の養子西郷四郎がその使い手であり、西郷の前に山嵐なく、西郷の後に山嵐なしといわれた柔道の必殺技・山嵐には御式内の要素が取り込まれているといわれている。また、武田惣角が大成した大東流合気柔術も御式内を基盤としており近代武術の源流は会津にあるといっても過言では無い。合気道などの古武術や剣道が武徳殿で体験できるようになれば、インバウンド客はこの上なく喜び滞在時間も長くなり連泊も増えると考えますが、リニューアルした武徳殿を体験型観光施設として更にグレードアップできないか見解を示せ。
- ・ 会津は、蘆名家、伊達家、蒲生家、上杉家、加藤家、保科家（会津松平家）とスター大名がそろって統治しており、また、付き従う配下武将にも、伊達成実、名古屋山三郎、直江兼続、前田慶次など大河級の武将も多い。このように、誰にフォーカスを当ててもヒットするタレントがそろっている場合には、フェスティバル（フェス）がふさわしいのだが、令和7年に会津若松観光ビューローが主催し、本市が共催した鶴ヶ城サムライフスはどのような効果を地域にもたらしたと受け止めているのか共催の立場から総括し、令和8年度事業をどのようにサポートしていくのか示せ。また、このステレオタイプで外国人受けしやすいイベントをインバウンドに活用すべきと考えるが見解を示せ。
- ・ 会津東山芸妓衆の芸妓文化は世界に通用する芸術であり、これまでデジタルアーカイブや重要無形文化財への登録等、芸妓文化を伝承していくための施策を壇上で訴えてきた経緯にある。残念ながら宴席の減少に伴い御座敷文化が衰退し、芸妓文化の継承は危険水域に達していると言わざるを得ず、早急に手当を施し持続可能な文化としていかなければ芸妓文化をこよなく愛した先達たちに申し訳が無い。幸い、芸妓文化がインバウンド向けのエンターテインメントと

して着目されていることから、市はインバウンド誘客策として芸妓文化の保護と情報の発信に更に力を入れていかなければならないものとする。世界中からインバウンドを呼び込むポテンシャルを持っている芸妓文化をどのように海外展開していくつもりなのかを示せ。また、御座敷文化についても光を当てていくべきと考えるが見解を示せ。

③ 伝統産業

- ・ 令和5年度における漆器関連産業は事業所数が28か所、従業員が717人、出荷額は44億5,087万円となっており、事業所数においては食料品製造業の40か所に次いでものづくり関連では2番目の多さである。しかしながら、食器などの日常用品としての漆器製品は年々減少傾向にあり、工芸品や美術品としての出荷によりなんとか技能継承を保っていると聞き及んでおり、このままでは会津漆器が産業として成り立たなくなってしまう可能性が高く喫緊の課題であるとする。我が国の国際表記となっているジャパンは、ジパングから変化したものであるが、19世紀に漆器がヨーロッパへ持ち込まれ一大オリエンタルブームを巻き起こし、西洋人は敬意をこめて漆器をジャパンと呼称するようになったといわれている。今一度、世界中で漆器の取引が盛んになるよう取り組むべきと考えるが、そのためには本市へ訪れるインバウンド客に対し本市の優れた漆器製品をアピールする必要がある。蒔絵体験や木挽き体験などが外国人受けするようであるが、民間施設で外国人向けにそれらを行う際には支援策を講じるべきと考えるが見解を示せ。
- ・ 令和7年度の全国新酒鑑評会において福島県は金賞受賞数で日本一を獲得して3年ぶり10度目の栄冠に輝き、日本酒が一番美味しい地域の座を取り戻した。しかしながら、会津清酒の生産量、出荷量は共に減り続けており、一部の酒蔵を除いて全体的には経営が厳しい状態に陥っているといわれている。嗜好の変化により昔のように日本酒を毎日飲むような社会には戻らないと思うが、日本一になった以上は会津清酒の品質と味を守っていかなければならない責任がこの地域にはあるはずであり、酒造業全体の底上げを図らなければならない。先日お会いしたハイテクプラザの所長に対しノンアルコールの日本酒を開発してはどうかと提案してみたりしているが、その他にも酒粕や麴を活用した新商品の開発を市が主体となって取り組むべきと考え

るが見解を示せ。また、国酒である日本酒の消費先としては海外市場が最も有望であることから、外国人にも受け入れられるようにすべきであるが、インバウンドも含めた外国人に向けた会津清酒のPRはどのように取り組んできたか示し、今後の戦略的展開策を示せ。

- ・ 土方歳三の愛刀である和泉守兼定などで知られる会津刀は実用的で堅牢な作りが特徴であり、明治政府により廃刀令が出された後は、鋸や鋏、鍬や鋤といった実用品にその技が転用され、特に鋸やノミなどの大工道具は、真面目で誠実な会津の職人が作った会津産の製品として昭和の中頃までは飛ぶように売れたそうである。歴史に裏打ちされた本市の刃物金物製品やそのストーリーを京都、奈良のように外国人向けにPRすべきと考えるが見解を示せ。
- ・ 最近海外でバズっている動画として、自作でナイフやソード、アックス等を作成するものがあり、鉄の銑鉄や精錬をも自前で行っていて動画によっては3,000万回以上再生されているものもあり新作が次々とアップされ続けている状態にある。本市湊地区で近年復活したたたら製鉄は、地域おこしの一環として、また、学術的に貴重な研究材料として注目されるようになってきたが、海外事例を鑑みた時にたたら製鉄が軌道に乗れば、インバウンドに対し、ここだけ、今だけ、あなただけのコンテンツとして流行ることは間違いない。将来的な対インバウンドキラーコンテンツとして今行われているたたら製鉄事業を全面的に支援すべきと考えるが見解を示せ。

16 議員 小倉 孝太郎（一問一答）

(1) 除雪・排雪について

① 令和7年度の除雪・排雪

- ・ 令和6年度の大雪の際には市内の除雪や排雪が降雪量に対して追いつかず、市民生活に大きな混乱を来したことを受けて、本市では令和7年9月に「令和7年2月の大雪による災害対応の検証について」をまとめ、福島県においては令和7年10月に、「会津若松市街地における除雪業務改善のための対応策について」をまとめた。その中で挙げられた課題の一つ目が、除排雪体制の強化である。令和8年2月中旬現在の降雪量では除雪は早めに対応できているようであるが、排雪については一部で時間がかかったと聞き

及んでいる。この冬は、新たに山取班を編成して対応するということがあったが、山取班の出動実績を示せ。また、今後に向けての課題があれば示した上で、どのように対応していこうと考えているのか示せ。

- 除排雪体制の強化においては、直営除雪車の更新と増車をはじめとして、リースの除雪車及び車両の増車、委託業者の除雪車の増車が示されていたが、令和7年度はどのような体制で臨んだのか示せ。
- 二つ目の課題は、国や県との連携である。特に、国や県の集中除雪に向けた早期連携体制の確立である。令和6年度のような長期間の交通障害の発生を防ぐために、集中除排雪路線を設定し、国、県及び市が協力して行う「スクラム除雪」などを行う想定であったが、現時点で集中除排雪は行われたのか示せ。
- 国や県との連携としては、新たな臨時雪捨て場の確保も挙げられる。令和6年度の大雪の際には開設していた雪捨て場が受入不可能なほどの降雪があり、県立病院跡地や旧陸上競技場などを臨時の雪捨て場として追加したが、運搬車両が集中して交通障害等を引き起こす一因となってしまった。このことを受けて、令和7年度の雪捨て場は県による開設も含め令和6年度の平常時3か所、大雪時4か所から平常時1か所、大雪時10か所の候補地を追加して計18か所を計画したが、令和7年度の雪捨て場の利用状況を示せ。
- 国や県の関係機関との円滑な連携体制の構築も必要であり、国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所をはじめとする各関係機関との情報共有は効果的になされたのかを示せ。
- 三つ目の課題が、出動基準の見直しである。出動基準の原則は路面積雪深が10センチメートル以上であることに変わりはないが、令和7年度より大雪により車両走行や歩行が困難となることが予想される場合には当該基準にこだわらずに早期対応を図ることと見直された。出動基準の見直しの効果をどのように捉えているのか認識を示せ。
- 四つ目の課題が、情報発信の改善及び住民理解の促進である。除雪作業の理解や協力が得られるように、除雪車運行システムにおける除雪実施状況の表示方法の改善が行われたが、市民からどのような声が寄せられているのか示せ。また、運用面での課題があれば示せ。

- ・ 除雪に関する情報の周知などはどのように行い、それは十分であったのか示せ。また、除雪オペレーターの作業内容や1日のスケジュールなどの除雪業務に対する住民理解は進んだと言えるのか、認識を示せ。
- ・ 本市では、市内の一部に流雪溝を設置して、利用時間制限などを設けながら市民の利用を認めているが、令和7年度は投雪による溢水などは発生していなかったのか示せ。また、市民による流雪溝の利用は適切であったのか、見解を示せ。
- ・ 令和7年2月から3月にかけては、建設部に対して除雪や排雪に関する区長や市民からの直接の問合せ件数も多く、対応できていなかった部分もあったが、令和8年2月末までの間で区長を含む市民から何件の問合せがあり、主にどのような内容であったのかを示せ。また、それらの意見に対してどのように対応してきたのかを示せ。
- ・ 令和7年6月定例会議で採択された、請願第6号「市道幹I-17号線及び市道若3-359号線に係る消融雪設備の早期復旧を求めることについて」に対する対応の進捗状況を示せ。

(2) 中心市街地活性化について

① 会津若松まちなか案内所

- ・ 本市は令和5年に「第3期会津若松市中心市街地活性化基本計画」を策定し、「まちが育ち、人を育み、未来へつなげるまちづくり」を基本理念として、「地域経済のエンジンとして力強く成長していくまちづくり」や「「思い出」を生み、「想い」を育むまちづくり」といった基本方針を掲げている。中心市街地が活性化するということは具体的にどのようなことであると考えているのか、改めて認識を示せ。
- ・ 中心市街地の活性化のために、令和7年8月11日に神明通り沿いの商業施設跡地に「会津若松まちなか案内所」が整備されたが、この事業目的を示せ。また、令和7年度に行った主な事業展開を示し、経済波及効果などといった中心市街地の活性化につながったのか認識を示せ。
- ・ 現在、「会津若松まちなか案内所」を中心に「まちなか案内所運営委員会」が発足に向けて動いており、会津若松商工会議所、各商店街、株式会社まちづくり会津とともに、行政の立場として会津若松市も参加している。この委員会

で会津若松市はどのような役割を果たすのか、認識を示せ。

- ・ 会津若松まちなか案内所の開所から令和8年1月末までの間の通常利用の月別来所者数と、令和8年の十日市における来所者数をそれぞれ示せ。また、同期間におけるイベントでの総来場者数と全ての来場者数に占めるイベントでの来場者数の割合を示せ。
- ・ 中心市街地の活性化のためには、「人と人」「人とまち」「人とお店」の縁を結ぶことで、単なる「集客」ではなく「創客」へと結びつけることが大切であると思われることから、イベントを多く開催することも方法の一つであると考え。令和8年度に開催するイベントとしてどのような方向性を持っているのか、見解を示せ。
- ・ 中心市街地が活性化し賑わいを取り戻すためにも、まずは令和8年度においてにぎわいづくりからのまちづくりの足がかりを作り上げることが喫緊の課題であるが、にぎわいづくりやまちづくりには相応の時間を要し、継続した事業展開が求められる。現状では、会津若松まちなか案内所の土地は単年度毎の土地賃貸借契約になっていると聞き及んでいるが、将来的な継続した事業展開に向けてはどのように考えているのか見解を示せ。

(3) 基金について

① 子ども未来基金

- ・ 令和7年12月定例会議に提出された監査の結果報告では、令和6年度における子ども未来基金事業助成金について、他の補助金等と重複交付している事例や、実質的に人件費に充当されている事例、交付申請と実績報告の内容に乖離が大きい事例などが指摘された。これらの指摘に対して、今後はどのように対応していくのか見解を示せ。
- ・ 子ども未来基金は、地域における子ども及び子育ての支援の推進のために使われているが、教育施設の備品等にも活用することはできないのか見解を示せ。

② 若松城整備等基金

- ・ 若松城整備等基金は、若松城を復元整備する資金及び借入金償還、観光開発、文化教育の振興、史跡文化財の保存などに充てるために設置されたものであるが、この基金の用途は現時点では限定的であると認識している。令和8年度からはコロナ禍に借り入れた「特別減収対策企業債」の元金償還が本格的に始まることから、観光施設の更なる

魅力向上や計画的な維持修繕を進めていくためにも、若松城天守閣への入場料を値上げして基金に積み立て、お城の保全や環境整備を大々的に行うべきとの意見が市民から寄せられているが、同整備基金の主な使途とその根拠、市民の声に寄り添った今後の使途の見直しについて見解を示せ。

③ まちの拠点整備等基金

- ・ まちの拠点整備等基金は、あいづふるさと市町村圏協議会の解散に伴って廃止されたあいづふるさと基金を財源として、にぎわいと活気のあるまちづくりに向けて、会津若松市のまちづくりの推進及び拠点の整備を行うことを目的としたものである。この基金によって実施された事業や、整備された施設等を示し、それに対する評価を示せ。

17 議員 議 矢 隆（一問一答）

(1) 風力発電事業について

① 風力発電計画に対する市の認識

- ・ 脱炭素先行地域推進事業を進めるに当たり、市は3つのモデルエリアを選定した。中でも湊エリアは、鶴ヶ城周辺エリアや会津アピオエリアと比較すると、その対象地域が広大である。範囲を決定した理由を示せ。
- ・ 風力発電建設計画が進む背炙山とその周辺の山地は、絶滅危惧種であるクマタカやイヌワシ、サシバ、ハイタカなどの大型猛禽類の生息が確認されている。このように、非常に貴重な自然環境が守られている場所は、市の財産であるばかりでなく県や国にとっても、ラムサール条約湿地に登録された猪苗代湖周辺とともに、これからも大切に保護されるべき地区であると考えます。背炙山とその周辺の自然環境について、市の認識を示せ。
- ・ 風力発電施設から発生する、風を切る音や低周波振動が人体や動植物に様々な影響を与えるとの研究がある。既設の風力発電施設の稼働以降、不眠や体調不良などの健康被害が現れ、このまま計画が進められるなら、もうここには住み続けられないと訴える周辺住民がいる。また、明らかに迷惑施設だと憤る市民もいる。これ以上苦しむ市民を増やしてはならないと考えるが、市の認識を示せ。
- ・ 市には風力発電事業に対する直接の許可権限はないが、環境影響評価の手續において、県知事に対して意見を述べることはでき、さらに、国有林における風力発電事業に際

しては、事業者から同意が求められる。再生可能エネルギーの有力な手法として風力発電は全国各地で導入が進められているが、一方で、少なくない市町村長等が、自然環境への悪影響や健康被害が懸念されることを理由に反対の意思を表明すること等により、風力発電事業者が風力発電事業計画を中止あるいは断念したという事実が報道されている。本市においては、周辺住民のみならず多くの市民が反対の意思表示をしているが、市長は、市民に寄り添った的確な判断を下すべきと考える。このことに対する市の認識を示せ。

- ・ 令和7年12月の一般質問において、本市においては再生可能エネルギー促進区域が限定的なこと、加えて、促進区域の見直しを示唆する答弁もあった。さらに、市としての事業計画に対する同意については、「行政としては、事業者が行う説明会や意見交換の場においてどのような協議がされ、どのような意見が出されたのかなど、情報を頂きながら、また、地元の皆様方と意見交換をさせていただいて、最終的に判断させていただきたいと考えている。」との答弁があった。再生可能エネルギー促進区域の在り方について検討する目的を示すとともに、風力発電事業計画に対する同意の条件を示せ。

(2) (仮称)新工業団地整備について

① (仮称)新工業団地整備の進捗

- ・ (仮称)新工業団地基本構想の変更理由は、市工業振興計画の中間検証において令和11年度の製造業従業者数の推計値が8,530人となり、目標値である10,000人を達成するために約1,500人の増加を図らなければならないとしている。つまり、既存企業の設備投資による500人を見込めるとしてもその他に約1,000人増加させる必要があるからだとしている。ここ数年毎年のように人口減少が続いており、令和元年12月と令和7年12月の人口を比較すると約1万人減少している。当該事業が計画通りに進めば令和14年度から分譲開始となるようだが、新工業団地整備により1,000人の従業員が確保できるのか、販売開始時点における本市の人口及び、製造業従業者数の推計を示せ。
- ・ 製造業の国内回帰・国内生産体制の強化が活発となっていて、全国的に工業用地が不足しているとしているが、具体的な根拠を示せ。

- ・ 立地企業に係る意向調査や市場調査は重要である。市は、企業誘致の方向性において本市の施策は、半導体や自動車等の先端産業、地域資源を活用した成長ものづくり分野・医療福祉、ICT、再生可能エネルギーの各関係分野、「モノづくり企業」と「ICT関連企業」との連携から生まれる産業を求めている。新工業団地への立地に強い関心を寄せている企業は現在16社あるとしているが、これらの企業は市の施策に合致しているのか示せ。
- ・ 令和8年2月13日に説明のあった（仮称）会津若松市新工業団地基本計画（改定版）（案）において概算事業費が示されたが、用地取得費や補償費は計上されていない。また、その他項目には新たに旅費・役務費等として2,770万円が計上されているが、それぞれの理由を示せ。加えて、土木事業支援業務が3,650万円増となっているが、DB方式であればこの業務は施工業務と一体として計上すべきであり、業務内容の官民の役割分担・リスク分担からDB方式の優位性を読み取ることはできない。積算根拠を示すとともに、DB方式による事業効果を数値で示せ。
- ・ （仮称）会津若松市新工業団地基本計画（改定版）（案）が示されたが、用地取得費や補償を含まない事業費は44億8,600万円であった。主たる財源を示せ。
- ・ 新工業団地への立地に強い関心を寄せている企業が16社あることから工事完了と同時に完売すると考えてよいか認識を示せ。完売が遅れば遅れるほど借入利息が膨らむこととなる。財政負担を最小限にとどめなければならない。様々なシミュレーションを想定し、市民理解を得る必要がある。販売が完了するまでの事業費の予想金額を示せ。
- ・ 「基本構想等」に伴う事業効果の試算が示された。内容は歳入面の説明だけであったが、固定資産税の減免措置や用地取得助成金等、予想される歳出額を示せ。
- ・ 候補地内の農地には、中山間地域等直接支払事業や多面的機能発揮促進事業等の補助金交付対象農地が含まれているのか、含まれていれば集落組織の今後の運営に支障は来さないのか示せ。
- ・ 先の監査からの決算審査意見書でも「基本計画の公表以前における県との事前調整が不十分であった」との指摘があり、議会としても「県との事前協議が進んだ後に候補地等を市民に示すべきであった」と指摘した。しかし、候補

地が見直しされることはなかった。優良農地を含んでいることから、農地法等の規制を受け、「農村地域への産業の導入に関する実施計画」の変更計画も策定しなければならない。これら条件の整理ができた上で候補地を公表すべきと考えるが、認識を示せ。

18 議員 成田 芳雄（一問一答）

(1) 中小企業及び小規模企業振興条例について

- ・ 平成25年12月、及び平成26年2月定例会等において、国の中小企業基本法が、平成11年12月3日に改正され、「地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講じるよう努めなければならない」から、「区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定され、「策定」から「実施」まで行う責務が生じた。しかし、本市は中小企業振興条例を改正せず、①補助金や奨励金の交付、②経営資金融資の円滑化、③経営相談や中小企業団体の運営助言・指導を行う等、旧法による施策に基づいた条例であった。そのため私は、平成11年の法改正に準じると共に、本市の中小企業振興のため、その基本となる理念や基本政策、あるいは政策の方向性を示す「中小企業振興基本条例」を制定すべきと指摘し、質疑した経緯がある。また、市議会産業経済委員会（政策討論会第3分科会）は、平成23年度から「地域経済活性化と持続可能な地域産業の維持・育成」を課題として取り上げ、その集大成として、農林業を含む商工業を振興するには、これまでの補助金を交付するだけの中小企業振興条例を改正し、恒久的な仕組みとして、①地域や各業界の実態を把握すると共に、②産業振興施策を練り上げるため、次世代の後継者や実務に直接携わっている方々、公募による市民、その他関係機関等を構成員とする③産業振興会議を設置すべきと当局に要請した。その結果、平成31年2月定例会で、これまでの会津若松市中小企業振興条例の全部を改正し、会津若松市「中小企業及び小規模企業振興条例」が議会で可決され、平成31年4月1日に施行した。条例の名称は、「（仮称）産業振興基本条例」から中小企業及び小規模企業振興条例へ、「産業振興会議」は、「中小企業・小規模企業未来会議（以下「未来会議」という。）」と変更されただけで、その他は全て、条項に明記された。しかし未来会

議は、先の定例会において、産業振興施策を練り上げる協議をしていなかった事が判明した。そこで、中小企業及び小規模企業振興条例の目的は、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を、地域社会が一体となって推進し、本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与することだが、条例が施行して約7年になる。誰が、どのような施策を、どのような方法で策定・実施し、どのような成果があり発展したのか、さらに、どのように市民生活が向上したのか認識を示せ。

- また、どのような施策が、地域社会一体となって推進したのか認識を示せ。
- 市長は、現在の本市の景気をどのような状況であると見ているのか認識を示せ。
- 本市の中小企業及び小規模企業振興条例で設置している未来会議は、どのような理由で、中小企業及び小規模企業振興に関する施策を協議できないのか認識を示せ。
- 本市の中小企業及び小規模企業振興条例第4条では、市の責務として、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。また、同条第2項では、「前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、中小企業者及び小規模企業者の実態の把握に努めるとともに、経済的又は社会的環境の変化による影響が特に大きい小規模企業者の事業の持続的な発展を確保するため、小規模企業者が事業を円滑かつ着実に運営できるよう必要な配慮をするものとする。」としているが、なぜその施策業務を未来会議に任せないのか認識を示せ。
- 平成11年に改正された、中小企業基本法での地方公共団体の責務は第6条で、また、平成26年に制定された、小規模企業振興基本法での地方公共団体の責務は第7条で、基本理念や基本原則にのっとり、中小企業や小規模企業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとしている。本市はどのような施策を策定し、実施したのか認識を示せ。
- 地方公共団体は、小規模企業が地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上、及び交流の促進に資する事業活動を通じ、自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献していることについて、地域住民の理解を深めるよう努めなけれ

ばならないが、本市の中小企業及び小規模企業振興条例は、合致しているのか認識を示せ。

- これまでの答弁では、未来会議は、条例の改正に当たって、①市、中小・小規模企業、関係機関等の役割を明らかにし、②地域社会が一体となって中小・小規模企業の振興を図る事を条例の目的と規定したことから、③各主体がその理念に基づき、役割に応じて中小・小規模企業の振興に取り組むための情報共有、④連携促進及び協議の場として、現在の開催趣旨に至っており、⑤緩やかな会議体としての運営が望まれたこと。また、⑥会議を継続することにより、意識付けが醸成されることで、各主体において、中小企業・小規模企業の振興に資する取組が更に推進されるものと考えており、単に市の施策の協議の場とはしなかったとの答弁だった。未来会議は、地域社会が一体となって中小・小規模企業の振興を図る事を条例の目的とされたが、どのような事が、どのように図られたのか認識を示せ。
- 未来会議は、各主体がその理念に基づき、役割に応じて中小・小規模企業の振興に取り組むための情報共有、④連携促進及び協議の場として開催しているが、どのような情報共有や連携があり、どのように中小企業・小規模企業の振興に役立ったのか認識を示せ。
- 県内の福島市や郡山市、いわき市、白河市等は、中小企業・小規模企業振興条例の中で、産業振興会議を設置しており、振興会議の意見を参考にし、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するものとし、そのため、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるようにしているが、市長はこれをどのように思っているのか認識を示せ。